

◎
広報

さるま

54/2

第256号

発行 佐呂間町役場 印刷 井谷印刷株式会社



成人おめでとう

社会人としての

誓いを新たに門出



希望に満ちた新春を迎え、これからの時代を背負って立つ若人達を祝う成人式が、一月十五日町民センターで行なわれました。

今年、町内で成人を迎えられた方は一五名で、当日は九十五名が出席され、和服姿の華やいだ中にも厳肅の内に式典が催されました。

式典では、教育委員長さんの式辞、町長さんをはじめ来賓の方々から「心身共に健康で二十才を迎えられたことを両親をはじめ関係

者に感謝の心を持って下さい。

また、皆様方はこの二十年間全体として物質的な面では恵まれた環境の中で過されてきましたが、その反面全体的に、協調性など人間精神面での欠如が、今日叫ばれています。

若い時代において、それぞれの立場で自分の力と試練を求めると共に、全体のことを念頭において健全な地域社会の発展のため努力して下さい。」と激励とお祝いの言葉がありました。

このあと、成人を代表して菊地隆則君から「今日からは、一個の人間、社会の一員としての責任と自覚を持って努力します。」と力強い答辞、続いて岡山重和君と菊地千代子さん兩名による宣誓、教育長さんより記念品の贈呈などがあり式典を終わりました。

なお、式典のあと皆んなの計画による茶話パーティが行なわれ、



自治会長

昭和五十四年の自治会長さんが決まりました。

(佐呂間、浜佐呂間は、四月改選ですので承知下さい。)

皆んな社会人としての決意を胸に楽しい一日を送りました。

共立	紙西誠一郎
大成・栄	浅田 一男
啓生	榎部 秀雄
栃木	松浦 勇
若佐	小高 賢治
中西・川西	中島 正夫
武士	小笹樹佐雄
朝日	鈴木 幸一
富丘	穴戸 清信
西宮	本田 政雄
西富公住	田中 佐市
東	森田 正俊
北	川滝 一磨
知来	森 長雄
仁倉	大塚 市雄
浜佐呂間	斎藤 公男
幌岩	宮島 利次
浪速	矢野 武雄
富武士	上高 武
若里	木村 静男
佐呂間市街	菊地 辰次

成人としての今後の抱負



若里 明美さん
工藤 明美さん

自分の言動に責任を

二十歳になるまでは、何に対しても他人任せで、無関心な私でしたが、二十歳を向かえた今、何か一つでも社会のことに関心をもちそれに対して前向きな姿勢を示していきたいと思うようになりました。

これといって、具体的な考えはないのですが、ともかく今は、そうした社会に対する新鮮な見方を忘れず、自分自身満足できる毎日を送っていききたいと思っています。

成人として仲間入りしたわけですが、私自身今後の抱負としては今までのような甘えた気持をひきしめ、自分の言動に責任をもっていききたいと思っています。

そして、他人との調和を計りながら、自分に与えられた課題を最

後まで責任をもって、成し遂げていけるような人間になりたいと思います。



永代町 佐久美綾子さん

大人としての自覚と責任

数ヶ月前二十歳を迎え、特に実感はありませんでしたが、成人式でお祝いのおこぼをいただき、これからは社会の一員として認められたことを自覚いたしました。

と言いましても、外見的だけで社会情勢、世の中のしくみもまだまだ良くわかりません。社会に貢献するまでいかなくても、これからは大人としての自覚と責任をもち、社会の人々の期待に添うよう、進んでいきたいと思っています。



西 富 悦子さん
難波 悦子さん

自分自身を見つめて

成人を迎えて、やっと大人の仲間入りができたという嬉しさと、また、その反面、成人としての権利と義務という難しい社会での責任の不安、そのような中で、社会人としての第一歩を踏み出し始めたのです。

今まで、私は漠然と、これと言う目的もなく、ただ毎日を過ごしてきたような気がします。

今、私は、成人という一つのくぎりや踏み台にし、私自身大きく成長したいと思っています。

そして、どんな小さな目的でも良いから持ち、責任ある行動をとり、後悔することがないような人生を送りたい。

そんな中で、自分自身を見出し、あせらず一歩一歩まっすぐにはばたいて行きたいと思っています。



宮前町 名知 政志さん

ひとりごと

二十才、二十才、何もいい響きではないか。

今年、成人式をむかえ、やっと一人前になれる。……が果して、これから先どんな事が待っているやら……まんざら不安がないわけでもない。

仕事はもちろん一生懸命やっていかなければいけない。

いざれ結婚もするだろう。子供が出来、やがてその子が大きくなり今の自分と同じ年令に達したとききつと同じ事を思うのではないのだろうか……？

二十才、二十才、自分にもっともつと責任を持ち忠実に生きなければ……。



国際児童年のシンボルマーク

International Year of the Child 1979

■国際児童年のスローガン■

どの子にも

今日のしあわせ 明日の夢

議会のうごき

第10回臨時町議会・第4回定例町議会・第1回臨時町議会



議会報の掲載にあたって

佐呂間町議会議長 西 喜作

この度町議会では、議会の活動を住民の皆様にお知らせすることになり、町広報のなかに「議会のうごき」として議会報のページを設けて、年四回の定例議会を主として議会の活動の状況をお知らせすることになり、この度、第一回目として昨年十二月の第四回定例議会の様子を掲載致しました。

議会は、広く住民に公開することが原則でありまして多数の方々が直接議会を傍聴されることが最も望ましいことでありますが、多忙のため議場まで来られない方が多く実際に傍聴される方は余りおられないのが実情であります。

そこで広報を通じて、限られた紙面で充分とは申せませんが議会活動の概況を皆様にお知らせをして、町政に対する関心とご理解を深めていただくことを願する次第であります。

議会報を掲載するにあたりましては、多数の方に読まれる紙面をつくるのが一番大切なことであります。いろいろと御意見を伺いながら、皆様方に親しんでいただける紙面づくりに努力を致したいと存じます。

今後とも一層のご指導とご協力をお願い申し上げます。

第十回

臨時町議会

第十回臨時町議会が、十二月二日開会され、次のことが議決されました。

審議案件

補正予算

◎一般会計補正予算(第十一号)

二千三百万円が追加され、予算の総額が三十九億六千三十四万四千円になりました。

●主なる補正額(千円以下繰上げ)(才入)

・財政調整基金繰入金

二千三〇〇万円

(才出)

・温泉試験委託料二千三〇〇万円

町政はあなたのために

議会を傍聴しましょう

お気軽においでください

第四回

定例町議会

第四回定例町議会が、十二月十一日、二十二日の二日間開会され次のことが議決されました。

審議案件

▼補正予算

○一般会計補正予算(第十二号)

九千七百一十八千円が追加され予算の総額が四十億五千一百六十二千円になりました。

●主なる補正額(千円以下繰上げ)

(才入)

・地方交付税 二千七百一十二万円

・土地改良事業費分担金

二千七百一十一万円減

・牧野使用料

六八五万円

・民生費国庫負担金 一七三万円

・民生費道負担金 四一万円

・へき地保育所運営費補助金

一〇〇万円

・飼料作物生産振興対策事業費補助金

二二六万円減

・耕地改良対策事業費補助金

二九六万円減

・季節労働者生活資金貸付金

五〇〇万円

・北富地区道営畑総事業交付金

・道営土地改良事業費債 一〇五万円減

・富武士漁港改修工事費債 六千八百〇万円

・消防施設整備事業費債 一千五〇〇万円

・昭和三十二年老人医療費国庫負担金返納金 二二〇万円減

(才出)

・給与改訂による給与費 一千五四四万円

・訓子府町外四ヶ町電子計算セクター協議会負担金 七〇万円

・季節労働者生活資金貸付金 五〇〇万円

・若佐診療所業務委託料 四四三万円

・遠軽地区衛生事業組合負担金 一三四万円減

・耕土改良対策事業費補助金 二九六万円減

・土地改良事業負担金 四千六三三万円

・団体営調査設計負担金 三四一万円

・牧野利用組合委託料六七九万円

・人工授精施設工事二〇四万円減

・飼料作物生産振興対策事業費補助金 二二六万円減

・第二次林業構造改善事業費補助金 三四八万円

・民有林造林間伐推進補助金 一五〇万円

・佐呂間湖観光開発公社出資金 三七五万円

・佐呂間中学校備品購入費 一千〇一六万円

・浜佐呂間中学校備品購入費 七七九万円

・と場特別会計繰入金 一二二万円減

・昭和五十二年老人医療費国庫負担金返納金 一八〇万円

○町有林特別会計補正予算(第二号)

六十三万四千円を追加し、予算総額が六千八百六十七万円となりました。

●主なる補正額(千円以下繰上げ)

(才入)

・立木売却収入 二七七万円減

・素材売却収入 二二二万円

・前年度繰越金 一一八万円

(才出)

・給与改訂による給与費三三万円

・地務事業費 一八二万円減

・直営造材委託料 二五六万円

○簡易水道特別会計補正予算(第四号)

二百八十三万四千円を追加し、予算総額が七千一百六十一万八千円となりました。

●主なる補正額(千円以下繰上げ)

(才入)

・給水施設維持料 二八四万円

(才出)

・給与改訂による給与費四三万円

・給水施設費 二二〇万円

○と場特別会計補正予算(第三号)

一百一十二万円を減額し、予算総額が二千三百一十千円となりました

●主なる補正額(千円以下繰上げ)

(才入)

・一般会計繰入金 一二二万円減

(才出)

・と場濾過槽工事 一二二万円減

○国民健康保険特別会計補正予算(第二号)

以上の特別会計は、予算総額に増減はなく、給与改訂による給与費の補正を行いました。

▼条例の制定及び改正

●重度心身障害者及び母子家庭等児童の医療費の助成に関する条例の改正

(1)設置目的

漁業者などの社会的、経済的、文化的的生活改善の向上と、相互研鑽の用に供するため。

(2)設置場所

富武士五四番地の一

(3)運営及び管理の委託

佐呂間漁業協同組合に委託し委託に要する経費は、無償とする。

を扶養している者も対象になりました。

(2)助成対象医療費の拡大

いままでは児童の入院医療費のみが助成されていましたが児童及び母の通院及び入院医療費も助成の対象になりました。

●乳幼児医療費助成に関する条例の改正

乳幼児の入院に対する医療費の歯科を除く助成は、いままでは三才未満が対象になっていましたが、二才一六才未満児までに拡大されました。

なお、一才未満児は、いままではどうり入院、入院外とも助成対象です。

●佐呂間町漁村環境改善総合センター設置及び管理に関する条例の設定

この条例は、富武士に建設中の漁村環境改善総合センターの設置・運営・管理のため、制定されました。

(1)設置目的

漁業者などの社会的、経済的、文化的的生活改善の向上と、相互研鑽の用に供するため。

(2)設置場所

富武士五四番地の一

(3)運営及び管理の委託

佐呂間漁業協同組合に委託し委託に要する経費は、無償とする。

(1)助成対象者の拡大

母子家庭については、いままでは児童(十五才未満)のみであったが、母(二十才未満の児童

●佐呂間町議会委員会条例の改正

議会の常任委員会の名称、委員
定及びその所管が、次のとおり改
められました。

(1)総務財政委員会 七人

総務課・財政課・企画調査室
選挙管理委員会・公平委員会
固定資産評価審査委員会、監
査委員に関する事務及びその
他の常任委員会に属しない事
務。

(2)社会文教委員会 七人

民生課・教育委員会に関する
事務。

(3)産業建設委員会 八人

産業課・工営課・農業委員会
に関する事務。

▼町道路線の認定及び廃止

◎認定路線

・幌岩零線西一線間道路

起点 幌岩・浪速間道路分

岐

終点 浪速西二線道路交点

延長 現在 五五〇M

追加 六五〇M

計 一二〇〇M

◎廃止路線

・知来右岸道路

起点 知来四六八番一地先

終点 東三番二地先

延長 現在 六、六六〇M

廃止 四、四九〇M

計 二、一七〇M

(この廃止は、道々昇格による)

▼昭和五十二年度の

決算認定について

昭和五十二年度の一般会計及び
各特別会計の議会決算認定につ
いては、議会に設置された、決算審

査特別委員会(全議員)に付託さ
れました。

▼人権擁護委員の推薦

人権擁護委員として、次の方が
推薦されました。

浜佐呂間 尾上 章

町長
行政報告
(要旨)

●若佐診療医師について

かねて若佐診療所へ、台湾から
招へいをしておりました医師が、
台湾の国内事情でストップしてお
りましたが、漸く出国出来ること
になり、年内にはこられることにな
りました。

医師免許証取得手続や、医療保
険制度を勉強しなければならな

ので、実際の仕事は二月頃からに
なるとしています。
その間、診療が途切れないよう
に続けてまいりたいと考えていま
す。

●仁倉奥大理石の採掘について

仁倉奥の大理石の採掘は、現場
が国有林ですので、国有林の貸付
について話し合いを進めてまい
つたが、営林局の方も有望な資源と
言うことで、現在の林道を大理石
附近を通って延長するよう営林局
に要請しております。

また方々から引き合いがま
原石で他へ持って行きたいと言
話もありますが、地元の資源です
から、町が中に入り町の将来も考
えて、面倒を見てあげようと思
っております。

●主要事業の執行状況について

本年は、景気浮揚対策で数多く

議会用語の知識

●一般質問

一般質問とは、議員が町の事務
について、執行機関に対し、事務
の執行状況、将来の方針等につ
いて、事実または所信を質すること
をいう。

質問は議員個人の意思で行うも
のであり、表決の対象にならない

から法的に効果の生ずるものでな
く、また直ちに行政の上に反映さ
れるものでもない。

しかし、執行機関に対し所信を
問ひ、事実を質することによって
建設的な批判を加え、公正な行政
を確保するという目的がある。

一般質問は定例会においてのみ
できるもので、臨時会では、でき
ないことになっている。

町政日誌

- 1月 10日 例月出納検査
- 11日 選挙管理委員会
- 15日 議会広報特別委員会
- 成人式
- 17日 第1回臨時町議会
- 11月18日 決算特別委員会
- 20日 浜佐呂間小中学校舎落成式
- 23日 農業基本調査説明会
- 24日 第1回教育委員会
- 25日 幌岩中学校落成式
- 27日 佐呂間中学校落成式
- 冬期農業講座
- 30日 31日 社会文教委員会所管事務調査

第一回

臨時町議会

第一回臨時町議会が、一月十七日開会され、次のことが議決及び報告されました。

審議案件

補正予算

◎一般会計補正予算

一千六十六万九千円が追加され
予算総額が四十億六千一百七十三
万一千円になりました。

●主な補正額(千円以下繰上げ)

(才人)

・特別交付税 一千〇三九万円

(才出)

・若佐診療所貸付金 六〇〇万円

・国有林活用確定測量委託料

一八五万円

・知来小学校外屋外地耐調査委託

料 一六八万円

▼国民宿舎に関する事務の

監査結果の報告について

第九回臨時町議会において、監査請求のあった事項について、監査委員より次のとおり、監査の結果報告がありました。

一、国宿償還金未納に対する町の措置について

(1) 未納金の内訳、調定の状況別表により報告(省略)

(2) 未納金に対する措置

(イ) 本未納金は、地方自治法第二三二条の三に基づく公法上の収入金には該当せず、私法上の債権であるので同法施行令第一七一条の規定により、別表(省略)のとおり督促がされている。

(ロ) 督促により納期限経過後における措置は、同施行令第一七一条の二の規定により、相当の期間(およそ一年)履行されない場合は、同条第三号の規定による訴訟手続きにより執行することになるが、本件は相当の期間内(一部経過したものもあるが)にあるものと見られる。

また、公社より償還計画変更陳情の経緯もあり、止むを得ないものと思える。

二、覚書が議決を経っていないことについて

覚書については、監査の過程のなかで、昭和五十三年十二月二十日付をもって相手方に覚書破棄の通告がなされ、既に破棄されたものと認められる。

従って、破棄された覚書は監査の対象となり難いものと解する。

三 町長兼事業禁止条項抵触につ

て

本件については、地方自治法第一四二条の規定に違反するかどうかの決定は、同法第一四二条一項の規定により、選挙管理委員会が行うものであり、監査委員の職務外と解する。

四、国宿運営の現況と町条例の關係について

(1) 条例第五条については、特に秩序を乱し、公益を害する実態は

特に認められない。

(2) 規則第五条第一号及び第四号については、過去において一時期スナックが時間を過ぎて営業し、また、若干喧噪にわたる事実があったが、現在は規則に反する行為はないものと認められる。

(3) スナックは、風俗営業ではないので、国宿で営むことは支障ないものと解される。

町長
行政報告
(要旨)

○若佐診療所医師について

若佐診療所の診療業務が、開始以来順調に経過してきましたが、おりあしく先生が、病氣のため入院されました。

早速代りの医師を、道医師対策協会の方と連携をとり、緊急手配をしてもらっています。

台湾からの医師は、暮に日本にまいりまして、現在、医師免許証が交付される迄の間、勉強中であります。

○温泉ボーリングについて

現在、六百メートル地点に到達しています。

要求以上に伸びているので、本年は町の関係事業もかなり伸びると考えます。

問題は、技術者ですが、五四年は更に、土地連からもう一人職員

の派遣を受けて事業消化に備えたいと考えています。

②漁港整備についても、予算がかなり伸びているから、本年若里漁港は、一年で完成できると考えています。

また、浜佐呂間漁港についても予定通り進むであろうと考えています。

③酪農団地育成事業は、本年で完了を見るであろうと思います。

④林業構造改善事業も、順調に事業が遂行出来ると思います。

新規のものとして

①教育施設では、屋体四校が今のところ五十四年度で実施したいと考えています。

②町道の整備は、本年も予算がつくと思うので、そう言う財源を活用して町道の整備をはかりたい

③水道整備は、これから財源折衝をするわけですが、一応昨年暮道の方と設計の段階の打合が終りあまりクレームが付いておらないようです。

ただ水利権等、若干問題が残されているが、春までに整理をして予算化をしたいと考えています。

継続事業では

①土地基盤整備は、国の予算が

一般質問

第四回定例町議会

本議会では、十四名の議員が、五十七項目について質問をした。
なお、そのあらましは次のとおりです。

行 財 政



巾異動があったが、これに対し今後の予算折衝にどのように受け止めているか。

また、それにより継続事業がどのようになるか。

②継続事業の現状と、現在までの進捗率はどうなっているか。

③五十四年度予算編成の骨格となる基本的な考え方を聞かせ願いたい。

・町長

①日本の当面の課題は、景気回復と失業対策、また、そのことにより国内需要を高めること、加えて国際貿易の大きな黒字をどう調整して行くかが緊急課題であって内閣が変わっても変化はないのではないだろうかと考える。

②継続事業で一番大きいのは、土地改良事業で、これからの事業が九〇億、次々新規が出るので進捗率は出ない。

この九〇億のうち明年は一三億位で、これに要する町費負担分は二億四千万位。

その他、漁港整備、明年は若里を完成に持って行きたい。浜佐呂間も計画に基づき進めて行きたい。その他林業構造改善事業、これは主として森林組合が町も手伝いをしたい。

③来年度予算の政策的な面は、国の地方財政計画によるが、ただ景気浮揚対策は、公共事業を中心に景気の伸展をはかるだろう。そこで教育関係については、本年度に続いて、知来・仁倉・富武士・若里の四校の屋体の改築を道と打合せしてやる。特別なことがない限り四校は執行したい。

それから佐呂間水道の整備、これは現在設計が終り、大体五億位かかるが、過去断水が続いて迷惑をかけているので何がんばって着工したい。

更に、懸案のごみ処理場の新設牧野の造成、町道整備などは、新規としてかなり取り入れて行かなければならんと考えています。

行財政の健全化のために

・石村議員

行政と財政の健全化ですが、行政上で国民宿舎の問題とか、温泉ボーリングの問題の説明とか、我々のみたところ、部分的にでも自治法、条例、規則と言ったものにそぐわない事があつたと考える。

こう言う事は正しくないといかん。そう言う意味で首脳部がきちんとして職員に研究をさせて、法から逸脱しないようにしなければ行政に対する信頼がなくなってしまう。この点についてどう考えるか。

財政の問題で、来年度国は一〇兆円も国債を出す。地方財政も四兆円の赤字と言われるが、町の統計資料を見ると、公債費なども四二年度は七割だったのが五二年度は一四・四割で更にふえて行く。そう言う点で懸念を持っている。

町長が先頭に立って、財政の健全化を進めて行くため節約と効率的な財政執行を、どのようにして行くかその点について。

・町長

行政の建前として適切に処置して行くことは当然のこと、我々もそう言う方向でまいりたいと考えています。

財政健全化の問題は、現在土地改良を含めて三〇億の借金がある。

ただ我々、借金は借金でやるべきはやらなければならん。それは一次産業の生産構造を変えて収益を高める。また、生活環境の整備社会福祉の対策、こう言うものが借金となつていく。その反面町有林も美林をつくり高価な財産を造成して行く行政を執行しています。

これだけ借金をしても更に色々の要請があるが、生産構造を変えるとか生活環境を整える、福祉の充実、教育のことについては、借金をしてもやむを得ないだろう。だから今後財政の健全化のため国や道に、思い切った要請をしなければならん。そして節約或いは行政そのものの見直ししなければならん。

いずれにしても効率的な投資をして効果を上げ、その結果町の財政にも寄与してもらう方向で進めたい。

町政執行に対する姿勢

○室井議員

町政執行に対する姿勢と言うことで九月定例会でも質問したが、完全な理解が得られないので再度質問をしたい。

①基本的産業振興に対する考え方として、本町は農業を基本として、漁業・林業の第一次産業がある。

この振興により町全体の発展がある。そして余力があれば町民を主体とした観光開発をすべきだと申し上げたが、これに対し町長は最近住民は負担に対する代償を求める意向が強いので、予算面から農業は大変な投資をしており、反面収入がないので限界の考えを

示された。

そしてその後も温泉ボーリングには積極的なぞまれたが、この点基幹産業の振興に対する考え方を明確にされたい。

②住民の希望実現に対する町長の姿勢の問題ですが、学校給食が例になるが、長い経過をたどって住民の希望実現にむけて前教育長が中心となり、五〇年春を目差して成案を得た歴史がある。

こうした経緯を全く無視して新しい方向で対応しようと議会文教委員会、校長会、教育委員、町で協議しており、住民の声はどこの行政執行の姿勢でよいのかどうか。

③次に政策の発想と提案の姿勢ですが、例を申し上げれば浪速の文化村の問題です。道路新設予算の提案に対し青写真を明確にしていることが修正議決をしたときの中味である。青写真を再度明確に示す姿勢があっても良いのではないか。その発想はどうなったか。

或いは温泉ボーリングにしても青写真が明確にならない。お湯が出た時は何億も金がかかる場合もあるかも知れん。将来に対し財政的なものが明確にならない提案になり、地方自治法にふれないか、また、議会軽視にならないか。この言う面で政策の発想と提案の姿

勢について考えていただきたい。

○町長

私は国宿を建てたり、温泉ボーリングをやっている。また、文化村の計画こう言うものと平行して一次産業の振興対策を進める。

人によって考え方、主張は変わらと思うが、私の場合町内の資源を活用して町全体の発展をはかつて行く。こう言う事であつて、そう言う私の姿勢を変えさせようとする主張には、私は応ずるわけにはいかん。

国宿は大きな経済変動で当初の運営管理方法が変わつたが、国宿として大きな使命を持つて町発展に寄与しているわけで、私はそう言う姿勢が極めて誤まっていると言ふ考えは毛頭持つておりません。

先程も申し上げたように、今日町の財政を或る程度超えた施策としては、農業振興であると考えているが、しかし所得が余り高くなつておられないから、生産基盤を整備するために努力をして行かなければならぬけれど、そうかと言つて他の者は全く考えないような町の行政は私が町政を担当している間はそう言うことは考えていない。

従つて将来町の発展につながる事については、一次産業と平行して取り上ると言う考え方で、住民の意向と言う事を言われま

すが、今日程いろんな会合を多く持つてやつておることはないと思う。

行政を進める場合、小さな町のことだから町民がどう言う事を考えているか、お互い知りつくしていると思うので、いちいち住民に広く意見を求めなくとも足りる場合が多い。どうしても求めることが必要の場合は求めて行くことも必要と思う。そう言うことで理解いただきたい。

五年度予算の規模と事業内容は

○為広議員

五年度予算の見通しに対し、惣田、石村議員に対する答弁で理解したが、私はもう少し具体的に予算規模、事業内容、また、新規事業について、工事発注は大半が地元業者を考えておられるか。併せて答弁いただきたい。

本年度は、一般、特別会計合せて四七億五千三百七十七万円となり、五二年度決算より三三・七％の大増大伸びを示したが、五四年度予算は五三年度から見ただけの上積編成になるか。およその見通しを答弁いただきたい。

私は民間投資は、来年度大巾に減少が予想され、町の購買力も、これら関連業界の工事量により大

きく左右される。関連事業で六百人程度働いていると聞くが、どうか町長の明年に向けての総合的景気の見通しも答弁願いたい。

○町長

五四年度事業の内容等については、今の段階で惣田議員に答弁した域を出ることは難かしいと思う。ただ予算規模がどうなるかは、その中味によるわけで、先に答弁申し上げた事業がかなうウエイトを占めるが、大休年度当初の額は三五億に一般会計はなると考えている。

国は、公共事業によつて全体景気を浮揚して行こうと言う考え方に立つて予算編成をされるのは間違いない事で、国の施策を基本にして我々は予算編成をしなければいかんのではないか。

地元建設業界で期待されていても、地元で出来る仕事と出来ない仕事は厳格に区分する必要がある。ジョイント方式に入れても地元の業者は現場には一人も行つてない実態で、全町民の負担で施設をつくるわけで、それに応える技術、あるいは状態を持った業者でないと、仕事をさせるわけにはまいらぬと思います。

ただその中で努めて地元業者の出来る最大限のものは、地元業者にやらすと言う事は、行政のなか

で判断して行かなければならぬと考えています。

総合計画



総合計画策定に

住民参加を

○石村議員

総合計画を作る作業は、いまだの位進んでいるか。

そして、いつ頃までに完成を見えるか。

聞くところによると四〇人程審議会委員を選んで論議をして行くとのことであるが、温泉ボーリン

グについても商工会の人は抵抗すると言うことは、不幸なことと思うし、学校給食でも四者で協議したと言うが、かんじんの子供の父母が加わっていない。

これでは町民参加にならない。審議会をつくるにあたり全体を審議すると同時に、ひとつひとつの問題について関係者の意見を取り入れて計画を立案し、実行して行くことが必要でないか、この点について伺いたい。

○企画調査室長

総合計画の策定の進行状況は、四月以来資料の提出、庁内、町内二団体、議会等のインタビュート、住民の意識調査をして、これを基にして基本構想の原案を策定し、それにより基本計画の原案の策定作業に入ります。

その基本構想と基本計画案を新年度で審議会を設置していただき案を諮問と言う手順でまいりたい。

委員の数は、三〇名位で各界の代表としたい。

審議会の審議は、四月から始め十二月初めに答申をいただき、これを議会に報告、五五年三月までに議会の議決をいただきたい段取りで進めています。

○町長

住民参加と言っても限度があると思う。なるべくそれぞれの団体の代表者、地域の代表者の参加をいただいて、多くの建設的な意見を反映させることはやぶさかでない。余り急がないで立派なものを作りたい。

総合計画策定は一人でも多く参加を

○為広議員

町総合振興計画の原案審議の過程で一点質問したい。

昨日企画室長答弁で審議会構成について説明があったが、各種組織の団体長が構成メンバーになるのが今までの例だが、これが各末端まで浸透しているかどうかは疑問を持っている。

重要な審議に一人でも多く参加させるため、各団体は自分の組織の統一をはかる位の義務づけをしてはと思うが、その考え方について答弁をいただきたい。

○町長

ご質問のような形で、いわゆる強く各団体に意識をしてもらって計画に参加してもらい、将来あまりはげないような計画を入れることは当然であり、そのように努めてまいりたい。

農業



町有林・国有林の開放を

○惣田議員

農家の経営安定は、土地の問題が一番重要だ。

そこで町有林、国有林、道有林民有林に至るまでの開放については、町長は町有林は町民の財産だから開放しないと言う話もあったが、道有林、国有林は、まだ利用出来る箇所が充分にあるし、風防林、保安林も空いている土地があれば積極的に開放してほしい。

それから最近民有林が、農地に転用されているが、どのように利用されているか。

また、農地として可能な民有林はどの位あるか。農地で植林した面積はどの位あるか、併せて伺いたい。

○町長

現在八〇町歩の牧野のうち、まだ草地化出来るものがあるので、それを継続的に進めて行く考えで、来年も三〇町歩余り予定している。

国有林、民有林、町有林の開放はかなりめんどうで、昨日大成牧野の共同調査をやったが、申し入れをして三年目です。

国有林の方でもまだ民有地があるのではないかと、我々の要請を聞き入れない現状で、町が有望視して進めてきた知来の国有林も目処がつかない。

今後町有林の林相の粗悪なところ、民有林の格安なところを求めながら、国有林の開放を強く迫って行く姿勢はくずしたくない。

民有林のなかで農地として利用可能な面積、農地に植林した面積は、時間をかけないと出ないので後で調査をしてお知らせしたい。

営農用水に技術者を

○石村議員

来年度から実行される若里、若佐地区の営農用水について、こう言う大きな仕事を進めて行くに当り、産業課に技術者を置いたらと考えるが、この点についてはどうか。

○町長

営農用水が今のところ大きな故障がないが、いざれ故障が出ると町の方へ要請される。町の方に修理する機動力もないから営農用水の連合会をつくり町内の業者と契約を結ぶ。その基本的な費用は町も手伝うと言う形で緊急に備えたい。

土地改良については、現在一人道土地改良連合会から借りており明年はもう一人借りる。九〇億の残工事があり地元の受け入れ態勢を整えて対応して行きたい。

○石村議員

土地改良の点で独自に採用するより、借りる方が現実的に有利なのかこの点について。

○町長

土地改良の仕事でも中味が変つ

て来る。例えば、土地改良事業が終り、こんどは営農用水になる、そうなる土地改良の技術者では対応出来ないこともある。

そう言う場合それぞれの時期に事業に適応した人に入れ替えてもらう事に考えています。

国有林払下げの経過と今後の取組

○室井議員

国有林の払い下げですが、先程知来は難かしいと答弁があつたが、その経緯を具体的に、どのように運動されておるか。

また、国有林労働者の反対があると耳にしているが、そのようなことがあるかどうか、更にこの問題に今後取り組み姿勢についてお聞きしたい。

○町長

知来八二林班は、かなり折衝をしたが現在のところ見込みがない状況です。

○産業課長

経過を説明すると、四月二五日大成六二林班の書類をつくり折衝したが、それに合せて知来八二林班もお願ひした。七月四日知来、大成を含めてお願ひした。八月十二日営林局、支庁、町が集り、基本

調査につき事務的打合をした。十一月二〇日町長より営林局へ要請が行われた。

その結果、十一月三〇日最終的に話し合いに行つたが問題点が四つある。第一は造林地である。第二は隣接地が全部森林である。第三は農振の協議が出来ない。それから町有林等をもつと活用すべきでないか。これら四点につき話が共同調査は出来ないという局の管理課長より言われています。

それから林業労働者が反対していると言う事は全く聞いておりません。

○室井議員

町長は、この問題で東京へ行った事はない。五区からは農林大臣が出ている恵まれた政治状況のなかで、積極的な町長の活動を期待しておつたが残念です。

その事に対して町長に改めてもう駄目なのか、更にあきらめることなく努力をして行くか所信をお尋ねします。

○町長

牧野については、いずれの場合でも現地の営林局長がOKを出さないと中央に持つて行つてもいかんと思う。

八二林班の開放は、更に努力を続けるが、容易に開放出来ないとい

今の段階では考えています。

既存牧野内の造成可能面積は

○川又議員

酪近計画のなかで、六〇年を目標に乳牛一二、五〇〇頭の二割、二、四〇〇頭を放牧するため町営牧野七五〇町歩位必要であるが、現状は五五〇町歩と言う。

国有林は先程の答弁があつたが既存の牧野内にどの位造成可能な面積があるか、また、武士牧野の造成可能な面積をどうつかんでいるか。更に本年度造成した面積はどの位か。

○産業課長

五三年度牧野内の造成は、大成二・七、富丘二・三、北四・三、知来三・三、尚和三・八、合わせて二〇・四ヘクタールです。五四年の造成計画は、およそ二五ヘクタール位と考えている。

武士牧野については、八ヘクタール位出来るのでないか、五四年は三ヘクタール位造成したい。

牧野造成と浜佐呂間簡水対策

○定久議員

さきに牧野用地として取得した

元福井農場は、地形条件とも牧野として適当なところと見受けられる。

町内の牧野事情から見て早急造成をすべきと考えるがどのような計画か。ただ下流に浜佐呂間、常呂の給水施設があり汚水の対策をしないで牧野造成は出来ないと思うが、どのような方法を考えているか。

○町長

浜佐呂間の簡水に影響を与えないで牧野にしたい。ただ非常に影響が強いと心配される向きもあるので、明年所管の委員会にも現地に行つていただき、現地で検討してみたい。

○定久議員

簡水に汚水が入る恐れは充分ある。これを解消するには、造成地より上に水源地を求めることが一番と考えるが、この点どうか。

○町長

上流から水を取ると言うことは浜佐呂間だけでなく常呂もあるわけだから簡単にはまいらん。明春早々私も一諸にまいり結論を出すようにしたい。

牧野に石灰と鬼アザミの対策

○黒河議員

牧野に対する石灰の使用は、僅か二・三の牧野しか行われておらない。必要性はありながら各牧野は容易でないで実施されていないが、町において助成策を講じ石灰使用の道を開く必要があると思うがどうか。

また、鬼アザミが各牧野に出ているが放置しておくで牧野内にとどまらず、民地まで広がる。

この悪草の処理対策についてお聞かせ願ひたい。

○産業課長

石灰の關係は、今年PHを計っているで、管理をしている利用組合と充分協議をして指導して行きたいと考える。

鬼アザミ対策は、過般牧野組合長会議で出た問題で特に知来の尚和がひどい、基本的に考えて対策を立てたいと考えています。

若佐地区営農用水の見通しは

○黒河議員

若佐、若里地区無水農家待望の営農用水の工事が進められているが、工事の完成の見通しを伺いたい。

○産業課長

今後の當農用水については、農林省のヒヤリングで本確定をすると思う。総工費九億五千万円で確定すれば来年度から実施となる。今後の予算獲得等に努力を致したい。

大成地区放牧牛の対策

○千葉議員

大成地区は、明年も放牧牛一〇頭位はどこかの牧野の世話にならなければならん。

これの受け入れについて産業課の方で検討してほしいと言う要望がある、それと大成第一牧野の隣接に牧野に適當な民地があるが、それを取得するのに町有林を代替地として開放するお考えはないか。

○産業課長

利用組合長会議を開き、充分それらについて話し合いをして協議したいと思う。

それから町有地附近の民地の買収については、一応牧野内の造成と言うことで五四年は考えており民地と言うことは現在のところ考えていません。

牧野で発生する疾病対策

○堀議員

牧野で発生する疾病も多様化しているが、これらの解決策として次の三点について伺いたい。

①ピロプラズマ病は、幌岩牧野が著しい汚染牧野で発祥の地でもあったが、五一・五二年の休牧とその間草地更新の結果、今年は一頭の発病も見ない。

ピロプラズマ病の汚染牧野はトカロチ、富武士、北、知来第一、第二、武士、若里であるが、これらの対策として早急に汚染牧野の休牧中の草地更新を行うべきだと考えるが、どのような将来計画を持っているか。

②知来第一牧野隣接のポプラ林は、今年蹄耕法による入牧が行れたが、入牧後ただちにほぼ全頭が趾間腐乱などの蹄病の発病があり牧野としての利用がなされない状況である。

あの一四町余を全面草地化する必要性に迫られていると考えるが来年度からどう言う方向で利用させるか。

③富武士第二牧野において、四三頭入牧中三七頭が、ピンクアイに罹患している。この病気の媒介がハエであることから見て近くに富武士漁業関係のごみ捨て場があることが最大の原因と考えられる。

ごみ処理場の問題も含めてどのような対策を検討しているか。

○産業課長

①ダニ熱（ピロプラズマ病）の発生の問題としては、草生なり、雑木なり、水の問題もあり来年度予算措置をしたいと言うことです。

②質問の休牧その他については牧野の面積もございせんし、もう少し検討したいと考えています。

③知来牧野については、財政課とも話をし、もう一列切つて高度利用が出来るかどうか検討中です。

従つて全面的に一四町切つてと言う考え方は、今のところ持つておりません。

③ピンクアイは、富武士第二牧野の他にもかなりあり本町で二百三頭も出ている、ごみ捨て場の問題があるかどうかわかりませんが、ハエからの発生は当然です。

牧野組合に管理を充分にして消毒、その他を致すよう指導をしているわけで、予防等を今後とも強化をして行きたい。

○堀議員

②知来のポプラの開放の請願が出た時、一四町全部草地化すると総務委員会の結論であつたと思う。

あと一列切つても牧場には不可能と思う。残しておいても将来価値ある木でもないで、そう言う意味から考えて将来的な考えを持つているか答弁していただきたい。

③ピンクアイが確かに各牧野から出ているが、入牧頭数の割合に富武士は多く出ている。

数百メートルの所にある漁業廃棄物にハエが出ていているわけでその辺をもう少しお聞かせ願いたい。

○町長

②牧野の問題は、前回総務委員会で決めた際一四町全部切つて牧野にすると言う結論は出ていない。そう言う委員会の結論を尊重してやっているので、その辺、はき違えないようにお考えをいただきたい。

○産業課長

③ご指摘のごみ捨て場は、民生課と協議をして考えたい。

○堀議員

②総務委員会で大きな木だけを残そうと言うことで委員長報告もそう述べている。

そう言う事でやったが全々牧野として価値がない、根本的には全部草地化すべきと考えるが、その辺もう一度お考えをお伺いしたい。

○町長

②議会で総務委員会の報告を了承されて手をつけた仕事ですからもう一度委員会で検討してどう言う範囲で牧場にするか審議しても

らう、それ以外にないと思います

農振地域整備計画の変更について

○為広議員

①本年一年間、農振推進協議会で変更決定した箇所と、協議会の構成メンバーをお聞かせ願いたい。農振地域整備計画は、部落的地域を含めた計画であり、変更の場合には部落的な話し合いが必要と思うが、変更される場合審議会は、どのような過程で審議するのか併せて答弁されたい。

②農振から変更された、浪速文化団地建設のための団地と、富士員穀工場の両用地は、現段階でどのように考えているか。

③市街地周辺の宅地、工業用地に売却予定している箇所に行政的指導が必要と思う、ある程度スペースのある用地は、所有者の理解をいただき従来のような野放し行政ではなく総合振興計画と併せ、何等かの方策を考える必要があると思うが、これに対する考え方を答弁いただきたい。

○町長

②文化団地、員穀工場の用地を農振からはずしているが、農振計画からはずしたもの、将来およそ十年間に工場を建てるなり、文化

団地をつくる、そういう想定をして解除しているわけです。漸次そういう方向で計画を進めて行くように考えています。

③需要があれば、町で計画を立てる事もやぶさかでない。

町がやるとすれば、福祉対策的あるいは公共性の強いものでないとい一般分譲を町がやる事には意味がない、土地開発基金もあるのだから、需要の動向を掌握して結論を出したい。

○産業課長

①市街化区域については、工業用地とか宅地とかを考えて、佐呂間市街周辺の今後十年間にどんな形になるか、と言う事を検討して市街化区域を農業区域からはずした。

それから将来の工業用地とか、工業施設、その他の問題もあるので、町、農協、漁協、商工業の各計画、それらをそれぞれ調べて、総合的にまとめて農振地域の設定をしたわけです。

農業振興推進協議会委員は二五名です。(委員氏名は記載省略)

○為広議員

①協議会のなかに商工団体の代表が入っていない。

市街周辺を農振からはずす場合商工団体の声も聞いていただきたい

く、今後は構成メンバーに加えていただきたい。

○産業課長

①農振協議会に商工団体をいれることは、今のところ考えていません。

しかし、将来農振なりいろんな問題が出て来た場合は配慮したい

水産業

林業・観光



第二湖口の流水対策

○惣田議員

第二湖口の流水対策をどのような検討されているか。

折角開通があつても流水が入つて来たら大きな被害になる。

今後の対策についてお聞きしたいこと、今後どの程度漁場が利用されるか、その点についても併せて伺いたい。

○町長

流水対策は、二つに分れると思う。

第一湖口の流水対策は、本年国の予算で開発局が主体で調査を進めており、後二年位で流水防止の結論が出ると思う。

第二湖口は、入口に突堤が出ているので流水は入らないと考える。漁場利用は完成しておらないので、沈滞した水が新陳代謝する効果の範囲はどの位か、水を通して見ないとわからない。

一面ホタテの採苗に影響があることも考えられる。

ただ、量的拡大は望めないが、質的なもの現在一枚一七〇グラムが、一八〇から二〇〇グラム位になる効果はあると考えられる。

若里漁港の予算見通し と浜佐呂間漁港の工事 促進

○斉藤議員

本町における漁港の整備は、現在六次の事業が進められているが、明年は三年目を迎えて、しばらく中断されていた、若里漁港を一年で完成させる努力をほらいたいと申されたが、計画予算四億円の確得の見通しをお尋ねしたい。

また、浜佐呂間漁港は、漁民が最も望んでいる。けい留用地の埋立、護岸は五六年度以降と推測されるが一年でも早く実現させるため、町長の努力の程をお聞かせいただきたい。

○町長

若里は明年完成に持つて行きたい。当初計画は概算で、実施設計の段階でおよそ二億五、六千万円あれば完成するのでないかと判断しているわけで、その位の予算であれば確保出来るのではないかと考えている。

浜佐呂間についてもなるべく計画に沿った整備が出来よう努力したい。

間伐促進のため林道を

○惣田議員

森林は、公益的にも財産形成にも国の補助を受けて植林をして来た経過があるが、一〇年一五年経ても除間伐されていないのが多く見受けられる。

間伐は、採算が合わないのが手がつけられない現状であるが、林道があれば片手間に手入れが出来ると言う組合員も多い。

この際森林組合にも補助をするなどして、林道の整備に取組む必要があると考えるがこの点について。

○町長

生産林道は、森林組合が扱っており、受益者の負担軽減をはかりながら仕事を組合がやっておる現状で、予算はかなり潤沢にあると伺っている。

生産林道は、五割補助で、受益者が残りを余り出さないで組合がサービスのやってくるよう、大体要望に応えられるのではないかと考えています。

温泉ボーリングの将来構想は

○堀議員

温泉ボーリング試掘については第二回定例会で賛否両論のなかで採決の結果一千万円の補正で工事が始まり、五百メートル地点の地温三〇度で有望との結論に達し、再び二千三百万円を追加して千メートルまで試掘が横行されている第九回臨時会後の協議会で町長助役の説明では、千メートル地点で温泉としての利用価値が認められた場合に限り、三百万円を追加三千三百万円工事費として支払うとのことであつたが、今回三千三百万円を計上したことは、現時点で見通しが可成り有望と判断したからと考えられる。

これだけ多額な予算を苦しい町財政の中から計上しながら、町長は一度も議会に温泉が出た場合の構想を明らかにしていない。

私はもとより議員の方々の質問に対しても、温泉が出もしないのにそんな事を考える必要はない、出たから考えれば良い。との答弁のくり返しである。

これでは町民はもとより議会をも軽視した態度と思う、これだけの事業をする場合、明確な構想の持合せがないとは、常識で考えて

も理解出来ないと言うことで、この事業に対する基本的な構想をこの機会に是非明らかにし、住民がこぞって行政に協力する意味からどのような利用、発展さす考えなのか伺いたい。

○町長

温泉の規模は、どう言う結果に出るかは、やって見ないと誰れにもわからない。

そこで構想を考える事は、不定見なものになるのでないか。いま無理して構想を立てるとすれば結果的にばう大な計画であつたり、不足な計画であつたりすることになるわけだ。

もし温泉が出た場合の構想としては、前回申上げたように、第一点は町民の保養第一にしよう。余裕があれば国宿なり、また、一般の温泉として地域の振興対策に利用する考えでいるわけです。

もう少したつと可能性が判明すると思う。その時点で大方の皆さんのご意見を反映した利用計画を時間をかけて作り上げる必要があると考えています。

○堀議員

住民も、温泉ボーリングをしていふ事を知らない人も沢山いると思う。

今回議会報が出るが、その時住

民に関心を持ってもらうわけだがそう言う意味も含めてもう少し具体的に構想を述べていただきたいと考える。

それから三千三百万円のうち三百万円の追加は、出た時点と理解していたが、なぜ、この時点にすでに出しているのかと言う事をお伺いしたい。

○町長

温泉の構想については、別段私の意志を変えて答弁をする必要はないと思う。

それから三百万の問題はすでに議決が行われている。それをいまむし返すと言うのはどうなんでしょう。

福祉保健

五四年度民生関係の施策は

○石村議員

五四年度の重点施策については惣田議員の答弁で了解したが、民生特に幼児教育、その他のことについて考えがあればお聞かせ願

たい。

○町長

特に民生関係の施策と言うことですが、後段で質問の財政健全化と関連してそう借金ばかりしても最後は町全体がつまづく事になつてもいかなので、只今のところ五四年度直接の福祉対策は、余り取り上げておらないところです。

なっている。

事情が許せば改築をしていただきたいがこの点について。

○町長

若佐保育所は、本年トイレを直している。我々も見えており長くあれを使うと言うわけにはまいらんが、改修をしているのもう少し御辛抱をいただきたい。

若佐診療所に入院室を

○山口議員

若佐診療所は、外来と往診のみでは経営が困難であり、それが町の負担にも大きくかぶつて来ることになる。

裏の入院室を補修して利用することが独立採算につながると思うが、その点について。

○町長

台湾から来る先生と話をしている所は、入院患者を取らないことにしている。

着任してからいろいろ話し合いをし、また、地域の皆様のご意見等をお伺いしてまいりたい。



若佐保育所の改築を

○山口議員

若佐保育所は、三〇年前に建てられた旧若佐公民館を改造して使用しているが、非常に寒く、雨漏れがし、壁が落ち、みにくい姿に

生活環境



浜佐呂間市街の環境整備

○林議員

浜佐呂間市街の旧国道は、昔の国道工事なので側溝土管が入れられておらないそうで、路面水は二三八号線や○号線に落ちており、流し水は野菜畑を掘って溜めたり裏の畑に直接流している。

裏には公住もあり悪臭も発生している。

裏の方に側溝を掘って流し水を落す方法が考えられないか。

○民生課長

浜佐呂間市街の環境整備については、現在、現地を良く見ておらないので、現地を良く見て充分検討をしたいと考えているのでご了承願います。

イソヌカ力対策埋立は何時頃から

○林議員

①イソヌカ力の対策で、第二湖口の砂で埋立ての話があったが、第二湖口が開通を見ても、まだ、砂が運ばれていないし、砂を運ぶ予算措置もなされていない。

その辺がどのようになっていくのか。

②第二湖口の開通により、水位の干満の差がはげしくなると、発生の範囲が広がるのでないかと懸念も考えられるがどうか。

③砂を入れるだけでは草地にならないから、土をまぜて客土をして見たいと話があったが、その時期はいつ頃からやってもらえるのか。

○町長

①いまだの方に要請し、検討をししてもらっている。

面積がばう大で町費でやるということにはならないと思う。

知事が来町の時も要請し現業所の方で調査をすることで、先般現

業所長も現地を見ている。

グランドやキャンプ場に使う目的で河川敷地を整理する、その過程で埋立てすると言う考えもあり現業所を中心に検討している。

②水位については、工事が完成して見ないと上がるかどうかかわからない。

③応急対策として砂を来春までに埋立て出来るよう手続を進めているが、余り砂に大きな期待をすることにほまらないと思う。

ただ、そう言うことで町も努力をしていることを認めてもらいたい。道費で湖岸整備を進めたい。

公営住宅の補修

○惣田議員

①西富公住のドアや窓が開け閉め出来ない、或はすがもりがする現状を見ているが、早急に対応すべきと考えるがどうか。

②最近道路の新設改良により、側溝や小さな下水の不用になったのがあるが、そのまま放置されている箇所がある。

危険であり不用になったら整地すべきと考えるがお伺いしたい。

○町長

①公営住宅の補修は、五三年度はかなり思いきった予算で補修を

やったから、かなり改善されたと思う。

ただ、いつ卒に解決は出来ないで、現状を見ながら意欲的に考えて行きたい。

②下水の問題は、質問を受けるまでもなく、不用のものは整理をして行くことは当然ですので措置するようにしたい。

し尿・ごみの有効利用

○山口議員

し尿、ごみの処理は、非常に問題を重ね大きな費用もかかっているが、発想の転換と申しますか、どうせ費用がかかるのであればこれを有効に利用して、害を益にするような物に加工して、農地や牧場に還元再利用する研究をしたならば、非常に有効な研究と考えるが、これに対するお考えをお聞かせ願いたい。

○町長

し尿、産業廃棄物の利用化を検討することは、私も賛成です。

組織をつくり調査をしてみたいが、今のところ小型で処理する設備が開発されていない。大型のものは非常に大きな規模で適さない、とにかくいろいろ検討してみよう必要があると思う。

それから質問と直接関連ではないが、ごみ処理場は化学的に処理することは非常に多くの金がかかるので、町内の共立の奥の町有林の奥の町有林をごみ処理場として整備して行く事に一応決めているおそろしく今の量から言って二十年は使える所です。

今後のごみ処理方法

○川又議員

ごみ処理については、九月議会で本年中に場所、方法について結論を出すと言う事であったが、場所共立に決ったようだが、今後のごみ処理方法は、どのような方法か。

また、各地域の処理場は、新しい処理場に統一するのか。

それからごみを出す方々の協力を願ひ、再利用出来るものはする焼却出来るものは焼却すると言う方向に行くべきでないか。

また、全町統一する場合の収集体制はどうするか。

○町長

現在利用しているところはせいぜい利用してもらおうが、根本的には共立五一号に埋立て処理する。面積は大体三〇町歩位あるが森林の中から焼却は危険であり埋

立する。

将来は全町の生活ごみは取り集める方針である。

家庭で焼却出来るものは焼却をする、分離して再利用出来るものは再利用するように行政指導を強めて行きたい。

○川又議員

新しい処理場が出来たら各部落にも月一回収集してもらいたい。

また、堤防敷地等にごみが捨てられていたが、これらについては町はどう考えているか。

それから新しい処理場は、管理人を置いて毎日開放する体制を取るのかどうか。

○民生課長

不法投棄については、自治会長さんをはじめ諸団体をお願いしているところで、そう言う投棄は極力さけてもらうよう努力しているわけです。

部落の収集は、必要のある箇所については業者の行動範囲のなかで取り進めるよう考えたい。

新しい処理場の管理は、なるべく不便のないように考えて行きたい。

市街地に公衆トイレを

○川又議員

佐呂間市街の公衆トイレは、役場裏に一ヶ所しかない、街に出て来た人達が非常に不便をしております、トイレの要望が強い。佐呂間市街の上と下に各一ヶ所と若佐地域に一ヶ所設置すべきでないか。

○町長

ご質問の主旨にそって極力努力をしてまいりたい。

小公園の整備を

○鈴木議員

皆さんの憩いの場所としての小公園がまだ整備出来ていないが、どのように考えているか。

○町長

佐呂間川の改修工事にあわせてあまり金をかけないで整備を考えているので時間がかかっているが、明年から使えるように整備を進めております。

千葉団地の道路整備は

○鈴木議員

千葉団地は、住宅が年々増加して道路の傷みも激しくなってきた道路、排水の整備についてどの

ように考えておられるか。

○町長

もう少し住宅を建ててしまわないうと整備が不可能でないか。

住宅建築が終り附近の環境整備が出来ないと、折角こちらで作った施設を逆に荒されることになる折角町が金をかけて作ったものが埋められる事のないよう指導をしてまいりたい。

学校教育



学校給食と教育施設について

○惣田議員

本年は、かねて懸案の学校改築が実現したが、改築後の祝賀会や備品、教具教材の購入は、要望に応えられないと言うことで、地域の方が大きく負担をしていると聞く、父母負担の軽減が叫ばれているなかでどのように考えるか。

それから先般の給食の懇談会の中で、あの答申は本町の場合、学校の施設・設備をもっと完成した時点において慎重に検討したら、と言う校長の答申と私は受け止めているが、町長はどのように受け止めているか。

実際に一番給食の要望が強いと思った佐呂間小学校が、この一、二年は望んでいない。

むしろ暖房施設整備の方を給食より要望が強いように承った。

○町長

佐呂間小学校については、早く整備をしたいと考えているが、補助も起債もないので容易でない。

暖房については、なるべく早い機会に整備をしたいと考えているが、明年すぐと言うわけにはまいらんとするがなるべく早く考えて見たい。

教育の内面的な問題について

○石村議員

教育の内面的な問題についてお尋ねする。

大平内閣が成立して内藤さんが文部大臣になったと思ったら、教育勅語を礼賛する、教育基本法を攻撃する発言をしており、教育が反動化、特に軍国主義化の方向に進められて行くなかで、今年は主任制で委員会も、校長も、教師の側も頭を痛めて現場に混乱をもたらした、教育の発展にマイナスになったと考える。

こう言った中であって、地域の教育委員会が法律に基づき自主的な民主教育を進めて行くと言う立

学校給食ですが、議会文教委員会、教育委員会、校長会、町の四者で春以来協議をしてまいり、答申が校長会より出たが、学校給食も必要だが学校の環境整備を先にやってほしいと言う惣田議員の考えと我々何も異っていない。

ただ、長い懸案だから、このへんだけ詰めつけて、先般協議会で話のあったどう言う形が効果的か試験をしてみる必要があると考え、教育委員会にどの学校を選定して試験をするか、話し合いをしてと考えています。

場から、文相がそう言うことを言っていること、主任制を回顧して教育をどのように考えておるか二点についてお聞きしたい。

○教育長

内閣が変り文部大臣も変ったが教育基本法とか、学校教育法に基づいた教育課程とか、学習指導要領まで変えることは考えられない。また、戦後三三年経過した日本の国内状況から見て、再び戦争を引き起す様な方向に持つて行く教育には、私は決してならないと考えます。

主任制の問題で、私は根本については、やるべきであるとお答えしているように、自然発生的に学校現場ではそれぞれの校務分掌があり、その校務分掌を司る者が主任とか、係長、部長と言ひ方は別として取りまとめ役がいたことは事実です。

そう言う仕事に対する手当の支給は待遇改善の上からも必要であると考えます。

社会教育団体の研修活動にいこい号を

○室井議員

三月第一回定例会で社会教育関係団体の研修活動に、足がないと言ふことで質問を申し上げたら、

いこい号をそうした方向に使用したいと答弁があつたが、そのことがどのようになっているかお聞かせ願ひたい。

○教育長

現在、民生課が所管しているが新年度から教育委員会の方へ所属替えをしてもらひ、管理運営したいと考えています。

利用方法も宿泊の場合や管外まで考えるべきかどうか、貸出す団体もグループ的なものは駄目ではないか、或いは利用目的も研修、ただ単に視察、或いは物見遊山的なものまでどうか、こう言うものを考えて検討して行きたいと考えています。

○室井議員

研修活動が物見に行くような表現は、撤回してもらわなければいかん。研修、学習活動の途中で観光地を通ることはあつても、いきなり観光地に遊びに行くことにならない。その点明確な答弁をしていただきたい。

○教育長

視察研修に名を借りた物見では駄目でないかと申し上げたわけで視察研修が目的であれば結構だと思ひます。

仁倉小屋体の用地は

○室井議員

仁倉小学校屋体は、先程の説明で五四年度実現と言うことだが、場所的に用地が不足のようなので買取するなり充分なベースを取つていただきたいがこの点について

○教育長

現在、仁倉の屋体は三一八㎡であるが、計画は五一二㎡で小学校の体育競技には支障ないと考えます。

場所は、現在の屋体を取りこわしてその後建てるが、かなり大きなものになるので、一部民地の買取を計画しています。

若里小教住の新築を

○定久議員

若里小学校教員住宅は、明年は二戸不足となるが新築計画を伺いたい。

○教育長

財源的な関係から、へき地教育住宅を希望し事務的に進めておる全国的な枠が限られており二戸は困難性もあると思うが、努力し

て確保したい。

○定久議員

前年もへき地住宅で、二転三転した経過がある。教育住宅は教員を迎える場合、或いは教育上も支障がある。財政権を持つ町長の考えをお聞かせ願ひたい。

○町長

へき地住宅を努めて確保すること、それが当然場合は、教職員の共済から借りて住宅を建てる、そう言う資金を充て出来ないかどうか。しかし、一年待つても、へき地住宅で建てる事が町財政にも寄与するので、その確保に万全を期して行きたい。

プールの屋根と栄地区にもプールを

○千葉議員

プールの屋根について、本年はいろいろの関係で出来なかつたが五四年度の予算で実施する考えがあるかお尋ねしたい。

それから栄地区の方達もプールをと言う声があるが、住民の要望に応える考えはあるかどうか。

○教育長

五四年度若佐プールについて計画する考えを持っています。

栄地区のプールは現在のプールの屋根の整備もあるから、それが終つた後で考えるべきでないか。しかし、利用効率の面から問題もあり、優先するものから先と考えています。

若佐・栄格技館の拡張を

○千葉議員

若佐、栄両方の格技館は、使用する人数が多く狭いので拡張してほしいと言ふことと、栄格技館の屋根の塗装をしてほしい要望が強いが、どうか。

○総務課長

若佐の場合は、若佐中学校の屋体があり、また、栄についても栄小学校の屋体があり、これら屋体の開放を確保することが望ましい。栄小学校の屋体は、現在教育委員会と協議中で主旨にそえるよう出来ると考えています。

屋根の塗装は春先現場を見て必要があれば措置を講じたいと考えています。

総合グラウンドの整備

○鈴木議員

年々スポーツが盛んになっているが、現在のグラウンドは、少々の雨が降っても使用出来ない現状ですが、グラウンドの整備が必要と思うが、どのようにお考えか。

○町長

グラウンドの周囲に深い排水を掘って見て、水引きの悪い原因がわかった。

当時、留辺蘂の火山灰を入れないと立派なグラウンドにならないと言うことで入れたが、この火山灰が餅をつぶしたような盤になって表面水がさがって行かない。入れた火山灰が悪かった事が原因とわかった。

明春その盤になった火山灰にデスクハローをかければ大丈夫でないかと、そう言う事で解決を考えています。

学校給食は自校方式で

○鈴木議員

先般、懇談会もありましたが、父兄、父母は完全給食を希望しているので、完全給食で進めるべき

でないか。

また、暖いものを食べてもらうのには自校方式にすべきでないかこれらについて伺いたい。

○町長

学校給食は、惣田議員に答えた通りでご理解いただきたい。

プールに屋根を

○鈴木議員

プールに屋根を五四年度で実現されるかどうか、町長の考えを伺いたい。

○町長

プールの屋根については、教育長から答弁申し上げているので重複になるから省略したい。

教育施設機器の充実と給食

○斉藤議員

今年は、十億近い予算で学校が改築され、更に明年は四校の屋体の改築が計画されている。

近代化された校舎に対応して教材、教具の充実も必要である。

今年改築された佐呂間中のL.I.器材は、明年導入の考えはあるかまた、各学校から教材、備品等毎年要望されていると思うが、これ

に対する今迄の予算充当率は、どの位になっているか。

先日の給食懇談会の折も、学校施設、教材の充実をしてほしいと言う校長の声もあるが、明年の教材機具にどのように取組んでいるか。お尋ねする。

○町長

時間が、かかるが教育機器の整備はしなくてはいいかん。あるいは学校給食のテストもしたいのが、私の考えです。

どっちも完全に両立は財政上困難と思うが、両方とも手をつけて行く事が、今日の段階では望ましいのでないかと考えます。

○教育長

視聴覚教育L.I.を入れた佐呂間中、浜佐呂間小中学校の整備に要するものが四千万円ほどです。

これは新年度予算の要望に乗せたいと考えているが、他の十校の整備を要するものが約一億三千万円となり、それらと併せ進めて行くにはかなりの財源を必要とするので、単年度で整備が出来るとは考えられません。

要望に対する充当率は、資料の持合せがないが、今回追加補正をした佐呂間中、浜佐呂間校の備品は、要望に対し予算計上率が、八二・三七%となっており、従来も

大体このようでないかと考えます

○斉藤議員

屋体の改築で仁倉は五一二㎡と言う事だが、四八㎡が基準面積より少なくなる。これから建てる建物は、半永久的な施設となり将来地域の社会体育が進んで来る時期が来る。

また、子供が校舎を通らず屋体を使えるよう外の出入口が取付けられるかどうか、この点についてお尋ねしたい。

先日の学校給食懇談会の時、当面児童、生徒の割合から浜佐呂間校を試験校として実施してみたいものだとの町長の考えは、今も変わらないかお尋ねする。

○町長

学校給食については、その通りです。

現在つくっている屋体は、どの学校も地域開放が可能である。学校で使い地域の皆様方が一般体育のために使えるような設計を考えてご質問の主旨に答えたい。

○教育長

基準面積と建築面積の差は確かにあるが、球技については充分活用出来るし、地域の社会体育も利用出来るよう、玄関も便所もつける構造で地域のスポーツに役立て

るよう配慮したい。

道路・河川



小河川の管理

○川又議員

国営直轄、畑総等で河川整備がなされているが、その後の管理が殆んど行き届いていない。川の中に柳が生えたり、土砂がたまつて

よしが生えている現状を見る。こうしたことが決壊や障害を起こす原因になるが、こう言うことは町も、地域の人との話し合いと

協力を求め管理体制を確立すべき

でないかと思うが、考え方を伺いたい。

○町長

自治会長会議等で管理体制を検討してみる。行政的にもそれぞれの地域にお願いをして、根本的な方針を早く作り検討していただく措置を取ってまいりたい。

床丹川上流と吉野川の 改修は

○定久議員

床丹川上流と吉野川は、非常に荒れており改修の陳情もなされているが、まだ改修されていない。今のま、長く放置しておく事は問題と思う。早期改修していただきたいが考えを伺いたい。

○産業課長

改修計画は、今のところ立てておらないが、これらの改修は災害復旧等で考えたい。

畑総計画に入らない町 道の改良は

○定久議員

町道の整備は、畑総等で順次改良されているが、集乳路線等の重要道路で畑総の計画に入っておらない箇所がある。

その地区の計画が終ると補助制度による改良は出来なくなってしまうが、今後の考え方を伺いたい。

○町長

現在畑総でやっている以外の号線と思うが、主要な幹線は畑総で整備しているから、それ以外の所は早急に改良工事をやる考えはないわけだ。

ただ地域の人が使うため、不便のないよう維持管理はしてまいりたい。

○定久議員

集乳路線で改良計画に入っていない所がある。それを将来どのようにするのかお聞きしたい。

○町長

現在やっている所を幹線と考えているが、他に幹線があると言うことであれば、これはケースバイケースで考えてみる。

そう言う問題は具体的にお伺いして処理したい。

河川改修は今後どのよ うに

○黒河議員

町内各河川及び、大小の排水路は、一部改修工事も進められているが、改修までには相当の年月を要する。

要する。

この間に災害が起こる危険もあり、この改修のため今後どのように工事を進めるか。箇所的には中園幹線排水、四二号川、宮坂の沢オンネベツ六線川、これらについて伺いたい。

○産業課長

中園幹線は、国営の事業で進めたい。

その他については計画は出来ておらないが、制度等が出来たならば制度で検討したいが、基本的には農林災害なり、公共災害等の災害復旧で改修したいと考えています。

若佐・栄駐車場の舗装 を

○千葉議員

若佐、栄の駐車場の舗装をしてほしいと言う住民の要望は強い。

特に若佐については、冬季除雪の際、隣接する水田に砂利が入り所有者に迷惑をかけている状況であるし、栄は凹凸が多く雨が降ると水がたまり利用者が困っている

これ等の要望に対しどのようにお考えか。

○企画調査室長

栄の駐車場は、若干砂利が少い

ので明春早々砂利を入れることにより解消出来る。

若佐については、明春早々現地を見て何等かの対策を講じたい。

キマネツ及び高校前 道路の整備

○鈴木議員

キマネツは、観光客が年々増加しているが、道路が悪く樹木もあり、カーブで見通も悪い。

また、高校前の道路がかなり傷んでいるが整備をどのようにするか、これらについて伺いたい。

○町長

キマネツと高校前の道路の整備は、土地改良との関連で行っているわけです。

ただ高校前は五三年度で整備を考えたが、明年から高校の建築にかかると大型車が入り道路を傷めるので土地改良との関連もあるが、舗装は工事が終わってからしたい。

○産業課長

キマネツは、畑総で五五年に計画しており面倒な問題もあるが舗装と言う考え方です。

高校前も畑総の計画に入っているが五五年、または五六年に実施出来るのでないかと考えています

川沿道路踏切の早期 巾は

○斉藤議員

川沿道路改良工事は、今年畑総事業で全面舗装されたが、この工事のなかで計画されていた踏切の拡巾は、鉄道側で実施することになり今年実施を見なかった。

この踏切は通学区域内で早くから学校も要望していたもので、心配される事は、赤字ローカル線の踏切であるだけに、果して明年拡巾されるかどうか町も強く要請していただきたく、この点についてお尋ねする。

○産業課長

五四年度国鉄がやるかどうかは懸念があると思う。

今後、この問題は地元としても一日も早く拡巾を考えて行かなければならぬので、旭川鉄道管理局へ陳情なり要請なりが必要と考えます。

○町長

踏切については、旭川鉄道管理局と強力に折衝をし、早く要請に応えるようなことでまいりたい。

一三号線地域河川改修と防風林の解除

○片平議員

以前より常に水害の多い一三号線地域の河川改修について、次の点をお聞きしたい。

①昨年来関係者と土現との話し合いがなされ、本年ようやく実施測量なり、用地買収の合意に達したと、そく聞いているが、この計画の内容と五四年度事業の内容はどうか。

②一四号橋は、佐呂間で一番悪い木橋となっているが、河川改修と併せ、いつ頃永久橋にするのか早急に実施してほしいが見通しはどうか。

③改修は、青野さんの畑の中心に川が切替えられることが問題で今日まで遅れたが、五〇年の三回の水害被害と、町長の議会の説明のなかで、仁倉と知来の境の防風林を開放し代替地として当てたい意向の発言もあり、そう言う事が今年工事が出るようになったと判断される。

青野さんは強く期待しているが関係官庁と話し合いの経過と見通しはどうか。

○工営課長補佐

①明年から実施の工事の概要は

延長一、二〇〇m河川切替を含めて堤間二八〇から九〇mと言うことで、実施して行くことになっていきます。

それから明年からの実施は明年からの予算のつき具合に応じて作業にかかると言う段階です。

②一四号橋は、改修工事のなかで考えて行きたい。

③代替地の防風林の保安林解除は、折衝を重ねているが、今のところいつまでどうと言う見通しは困難ですが、今後とも強力に要請してまいりたい。

○片平議員

③代替地は、経営上にも将来的な問題として青野さんは考えており、町が代替地として何んとかやるんだと言う強い決意を再度伺いたい。

○町長

③防風林だから簡単に解除にできない。しかし、あそこの立地条件から防風林がなくても済むような気がするので、強力に折衝して当初の考えの方向で解決するよう努力したい。

生産農道を町道に認定

○片平議員

町道認定基準要領の中で第二条第五号の考え方は、農林漁業地域で特に生産上必要と認めたものがあるが、私は生産農道と理解している。

幹線は、基盤整備なり町道整備で改良されるが、その先の支線的役割の生産農道は、極めて悪く行き止りの農道は全々手が付けられず、自治会からも非常に多く要望が出されている。

今期町長は就任の抱負で、生産農道は出来るだけ町道に拾い上げ整備したいと発表された記憶がある。

この際基準要領二条五号の原則的なものを検討していただき、生産農道の位置付を明確にして、年次計画で町道に昇格整備をする必要があると思うが、町長のお考えを伺いたい。

○町長

町道認定は最低限度を規定している。規定を多少下廻るものはないか、と言う事と思うのですが、今日、自治会からご質問のように道路については、非常に数多く問題が出ています。

従って今後要領の運用について将来性と言うようなものを充分考えて、ケースバイケースで運用すべきと考えています。

○片平議員

二条の規定は、それぞれ一から四号について明記されているが五号については、非常に巾広い解釈であり、農道についてはすべて生産上必要なものである。

幹線が整備されればされるほど町道認定の要望は多い。この際原則的にもう少し物差しになるようなもの、それからこの要領で継続するならば、幹線が立派になり号線を通っている地帯も同じような主旨に基づき町道認定してはどうか。

○町長

他の道路が良くなったから、生産農道の基準を下げるという考え方はどうか、町道として認定する以上はかなり利用度が必要で、住民が定任して生活に必要なもの、かなりの面積があり行政上整備をしなければ経営上成立しないものの生産面積は少くとも民有林の振興上整備が必要なもの、こう言う場面が度々出て来るのではないかと。

従ってあまり、がんじがらめの規定をしないで、巾を持った運用の考え方が、より現実的な認定が出来ると思います。

どうしても適合しない点があれば、また検討してみたい。

簡易水道

浜佐呂間・栄簡水の水質対策は

○室井議員

浜佐呂間簡水の濁り水対策は、五三年当初から積極的に取り組まれた経過があるが、この問題の経緯はどうなっているか。また、見通し方法を明確にして五四年度提案されるのかどうか。

栄簡水利用者の一部の方から、かなげが強く、臭いがあると言う不満が聞かれる。水道職員は承知しておるか。また、問題があれば改善される考えがあるか。この点についてお尋ねする。

○工営課長補佐

浜佐呂間簡水については、明年度配水池を四五〇から五〇〇トン程度まで増設して改修をはかりたいと現在取り進めている。

栄簡水は、毎月水質検査を実施鉄分は若干多いが飲用適の認定を受けておる。お話のように、臭いがする、かなげが多く洗濯をする、と赤くなる、と言うことは、私の方にも話がまいつており、この対策として後日調査の上解決をはかりたいと思います。

浜佐呂間簡水濁り水対策

二回もやる時があり浜佐呂間は、年一回か二回しか行っていないと聞くが、どの位が妥当か。

○斉藤議員

浜佐呂間簡水の濁水対策として昨日、明年四五〇ないし五〇〇トンの配水池を設けて解消したいと答弁されたが、明年実施の可能性について伺いたい。

また、牧野用地として取得した福井牧場は、地域住民にとって直接生活に影響するだけに非常に神経を使うわけで、大きな予算もかかると思うが、将来展望に立つて水源池を上にあげることが最も望ましいが、この点についてお尋ねする。

○町長

浜佐呂間簡水の問題は、室井議員に答弁しており、また、牧野関係で定久議員にも答弁しているの理解いただきたい。

新たに貯水池を造る財源はこれから折衝するが、水の問題だから多少無理しても何とか配慮してもらおうよう、これから折衝を進めたい。

○斉藤議員

道の衛生部が来られた時、ろ過池の機能について言われたと聞くが、ろ過砂の取替は、佐呂間は月

るかどうか。それと消防団による防火査察をやっているかどうか。

○工営課長補佐

ろ過砂の取替は、一定基準があるわけではなく、ろ過の状況により対応している。

○斉藤議員

他の簡水は、毎月行っておる状態からすれば、完全実施でないと状況に応じてでは不安が残る、その点についてどうか。

○工営課長補佐

現地の状況を見て、汚れがあればその都度、取替えると言う考え方です。

行政一般

火防井戸の設置と防火査察

○惣田議員

住宅密集地域に火防井戸が設置されているかと言うことと、井戸のない地域の水源は確認されてお

○町長

火防井戸についても、消防の方で緊急の場合の水利計画は当然考えているし、啓蒙指導については各戸を廻って点検指導を各団で行っている。

また、水利不便なことに対応して本年もタンク車を配置して態勢を取っています。

タンク車の増車を

○黒河議員

瞬時を争う消火作業には、タンク車の威力は重大なものがある。全町的に見てあと一台や二台は必要でないか。

○町長

消防力の対応は、消防庁の定めた基準があり、大型消防車が何台小型車が何台と答えが出ている。現在、町の場合は満度に入っており、タンク車を増車する場合補助金も資金の借入れも出来ない。

現在の若佐の消防車が使えなくなり入れ替えをタンク車にすると言うような場合は補助の対象になると思うが、タンク車は常備がお

らないと管理もうまく行かないしめんどうだと思ふ。そう言うことで火防井戸の整備に重点を配って行った方が宜しいと考えています。

企業組合に町の協力を

○石村議員

積寒法が出来たが、町内の業者が昨年使ったのは七業者で、四九人と極めて微々たるものです。それで私共、中小企業協同組合法に基づく企業組合を設立して、そのなかで、積寒給付金を受けながらやって行くことを計画している。

このことについて、町からなんとか除雪とか、また、屋体の改築の際の解体とか、一月から三月まで協力を願えないかその点について。

○町長

どういう構想でつくるか、いま初めて聞くわけだが、充分検討して町がどの部面を援助することが適切であるかと言う判断ができれば対応して行こうと考えています。屋体の解体は、工事が始まるまで屋体を使うので無理と思うが、歩道の除雪などは、取り上げて良いのでないか検討したい。

業種別の平均所得は

○山口議員

町内各産業の実態、これの戸数業種別の所得を総合的に検討して町全体の産業の今後に処すべきと考えるので、業種別戸数と、それぞれの業種の平均所得、更に農業のなかの一種兼業・二種兼業の戸数をお聞かせ願いたい。

○財政課長

産業別平均所得の資料はないので、課税状況調査の所得により申し上げます。

給与所得二、〇三〇人、一四〇万六千円、営業所得一三六人、一三三万二千元、農業を主体とする者三五五人、一五一万七千元、事業所得（漁業・医師・セールス）一一七人、二二九万五千元、その他所得九六人、一五〇万八千円となっている。兼業農家については資料がないので後で報告します。

○山口議員

所得金額は、課税所得金額が所得金額か。

○財政課長

所得金額です。

健康ガイド

“冬生まれの赤ちゃん” 冬の育児ポイント

寒い冬に生まれた赤ちゃん。お母さんは、赤ちゃんをかせから守ろうと、けんめいですネ。

次の事に注意しましょう。

・暖房をしすぎないように
暖房による室内の温度は、十七℃十八度くらいが適当で、これは、おとなが、はだ着、ブラウスセーターを着て快適なぐらいの暖かさです。

・新生児期(一ヶ月未満)は湯タンポ、電気アンカなどを使う事が多いと思いますが、とかく温めすぎてあせもをつくっている子供をみかけます。気をつけましょう。使う場合は、必ず赤ちゃんの足から十五センチ離して入れてください。

・換気に注意して

室内の空気は、暖房と人が長時間いるためよれています。少なくとも、一、二時間に一度ぐらいは窓を開けて、空気を入れかえましょう。

その時冷たい空気が直接赤ちゃんのはだに触れないように注意し

ます。

・湿度は適当に保つこと

空気が乾燥する冬、とくに部屋の中は、暖房のため外より乾燥がはげしいので、室内で湯気をたてたり、ぬれた物を乾かすなどして湿度を保つようにして下さい。

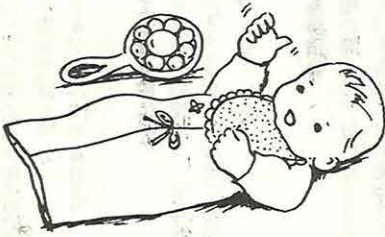
・やけどやケガに注意

危険な家具や不必要な家具は片づけて、物が落ちたり、倒れたりすることがないようにしましょう。とくに赤ちゃんの寝ているそばに、暖房器具、アイロン、ポット熱いみそ汁のなべなどはおかないように、おとながうっかりひつかりかえしたりすると大変です。

・入浴で暖まる

おふろは、からだも心も暖まります。お母さんもゆつくり入ってください。

赤ちゃんの入浴は、なるべく一日の中でも暖かい時間が望ましい



でしょう。夕方入れる時には室温に気をつけましょう。

冬は、部屋の内外ともに空気が乾燥し、さらに暖房で乾燥はひどくなります。その上、寒いために子どもは汗もかきません。

それで、皮膚には、脂気と水分がなくなつて、はだがカサカサしてあれてくるのです。

このはだあは皮膚病ではありませんが、たまに乾燥性の湿疹も含まれていることがありますので注意して下さい。

はだあは、からだか暖まつて汗をかくぐらいになれば、自然に治ってくるものですから、別に手

当をする必要はありませんが、いつもお湯でふいてきれいにしておきましょう。

ベビーオイルやクリームなどをつけても、あまり効き目がなく、かえつてオイルまけや、クリームまけに注意しなければなりません。入浴時は、石けんは使わないほうがよいでしょう。沐浴剤は、湿疹ができていなければ使ってもかまいませんが、あれがひどくなるようならやめましょう。

町では、赤ちゃんが生まれて一ヶ月以内に保健婦が訪問して、体重を測ったり、赤ちゃんの発育状態を観たり、お母さんの話を聞い

たりしています。どうぞ保健婦を有効に活用してください。



保健予防業務のお知らせ

【一般健康相談】

毎週土曜日 10:00~12:00 町民センター
3月5日 10:00~12:00 若佐公民館

【乳児健康相談】

2月8日 10:00~15:00 福祉会館
2月15日 13:00~15:00 浜佐呂間公民館
3月1日 13:00~15:00 若佐公民館
3月13日 10:00~15:00 福祉会館

【妊婦健康相談】

2月7日 10:00~15:00 福祉会館
3月2日 10:00~15:00 福祉会館

【3才児健康診査】

2月23日 12:30~14:00 町民センター

【一才半児健康診査】

2月27日 12:30~14:00 町民センター

【股関節脱臼検診】

2月20日 13:30~15:00 佐呂間厚生病院
2月20日 13:30~15:00 佐呂間医院



国 民 年 金

こんなときには 年金が受けられます

国民年金では、加入している方が、老齢になったときや病気やけがのため働けなくなったり、あるいは不幸にして亡くなられたときに年金を支給して、本人や遺族の生活の安定をはかっています。

国民年金制度では次のような種類の年金を受けることができます。あなたがいずれかの要件に該当したときは、できるだけ早く請求の手続きをとってください。

年金が受けられるとき		年金の種類
六十五才になったとき（本人に支給）	老 齢 年 金	老 齢 年 金
病気やケガで、不具廃疾となったとき（本人に支給）	障 害 年 金	障 害 年 金
夫が死亡して、母子家庭となったとき（妻に支給）	母 子 年 金	母 子 年 金
父、祖父又は息子の死亡で、祖母が孫を、姉が弟妹を抱える状態になったとき（祖母又は姉に支給）	準 母 子 年 金	準 母 子 年 金
父又は母の死亡で、孤児になったとき（子に支給）	遺 児 年 金	遺 児 年 金
夫が老齢年金を受けないまま死亡したとき（妻に支給）	寡 婦 年 金	寡 婦 年 金

保険料は所得から

控除されます



二月十六日から三月十五日までに行う所得税の確定申告には、国民年金の保険料支払控除の手続きを忘れないようにしましょう。

前年に支払ったあなた自身の保険料はもちろんのこと、あなたの家族のために支払った分も、「社会保険料控除」によってその金額が所得から差し引かれ、課税の対象にはなりません。

また、現在実施されている特例納付の保険料についても同様です。

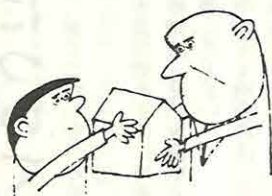
税のしるべ

◎親子と贈与税

贈与税は、人から財産をもらったときに、もらった人にかかる税金です。

財産をあげたり、もらったというのは夫婦や親子、親族間で行われることが多く、財産を分けてもらったが、贈与税の申告はついうっかりしてしまうこともあるでしょう。

そこで、贈与税について説明しましょう。



贈与税は一月一日から十二月三十一日の一年間にもらった財産の価額から六十万円を引いた残りにかかります。つまり、六十万円までは贈与税はかかりません。

たとえば、マイホーム資金が足りないので、親から援助してもらったというケースを考えてみてください。

この場合、金銭の貸借自体は贈与ではありませんが、金銭貸借が形式的な場合や「ある時払いの催促なし」、「出世払い」のようなときは、実質的に贈与を受けたことと変わりがないので贈与税がかかります。

ただ、親子の間でも、明らかに借入金であるときは贈与になりませんから、もちろん贈与税はかかりません。

また、金銭のやりとりなしで親の土地を子供名義にしたり、株式の名義を変更した場合や、個人から時価よりも著しく低い価額で財産を譲り受けた場合などは贈与を受けたことになり、贈与税がかかります。

しかし、その名義変更が、十分な法律知識のないまま軽率に行われたようなときは、贈与税の課税を受ける前に、元の名義に戻せば贈与はなかつたものとして取り扱われることになっています。

贈与税の申告および納税期間は二月一日～三月十五日です。

農地のことはまず 農業委員会にご相談下さい



地移動適正化あつせん基準」に基づいて、農業委員会会長が農業委員を任命して、「あつせん」を行うものです。

あつせんを希望する農家や生産法人は、農業委員会にその旨の申し出をする必要があります。

ただし、売り渡し、貸し付の相手方を指定して、あつせんを申し出た場合、短期間（おおむね五年未満）の使用貸借について申し出た場合は、あつせんの対象になりませんので注意して下さい。

とくに、実際は売買が決まっているものを形だけあつせんにのせて税の優遇措置を受けた場合、あとになって優遇措置を取消され、税金は重加算されることとなります。

農地を売りたい、買いたいという場合、予め農業委員会に意向を伝えておいて、農業委員会の「あつせん」を活用するようにして下さい。

なお、この「あつせん」のしくみや各種の優遇措置については、昨年六月に発行の広報「さろま」第二四九号をくら下さい。

(農業委員会)

老人医療給付

特別対策事業について

国の制度の対象となっていない六十五歳から六十九歳までの、ひとり暮らしの方やそのほかの老人世帯の方で、原則として子がいない方を対象に、道と市町村が協力して医療費の助成をしています。

●子が他へ養子にいつている場合
申請手続
役場民生課保健衛生係に用意してある、申請書・受給資格申立書により申請して下さい。

なお、申請する場合には、必ず保険証を持参して下さい。

①ひとり暮らし世帯
六カ月以上ひとり暮らしの方は子がいても対象になります。

②老人夫婦世帯
一方の配偶者が、六十歳以上であること。

③ひとり暮らし老人と児童の世帯
及び老人夫婦と児童の世帯
児童は、十八歳未満であること

子がいても対象となる特例
②と③の世帯でも、次のような子

がいる場合は対象となります。

●子が女子のみで、みんな嫁いでいる場合

●子が何人いても、その一人が重度心身障害者とか、長期療養者の場合

●子が生死不明であるとか、拘禁中の場合

●子が福祉施設入所中とか、入所するため待機している場合

●子が学生であるとか、二十歳未満の勤労者の場合

●子が学生であるとか、二十歳未満の勤労者の場合

区分 扶養親族等の数	基準額 (各種控除後の額)	収入総額 (給与所得の場合) B	要 摘
0 人	900,000 円	1,502,000 円	年金収入については、78万円の特別控除があるので、Bのそれぞれの額に78万円を加算した額が総収入です。
1 人	1,250,000	2,002,000	
2 人	1,540,000	2,416,000	
3 人	1,830,000	2,830,000	
4 人	2,120,000	3,213,000	

1日1円の



『交通災害共済』に加入しましょう

2月中旬より54年度加入受付をはじめます

「ご存じですか？」

郵便による不在者投票制度

△問▽郵便による不在者投票制度とは、どのような制度ですか？

△答▽身体に重度の障害があるため、投票日に投票所へ行けない方が、自宅などで投票できる制度です。

△問▽いつこの制度ができたのですか？

△答▽昭和四十九年の公職選挙法の改正でこの制度ができ、翌五十年の統一地方選挙のときから、この制度による投票が行われています。

△問▽どのような方が、この制度で投票できるのですか？

△答▽身体に重度の障害があつて歩行が困難な次のような方が投票できます。

(一)身体障害者手帳に、両下肢・体

昭和54年4月

統一地方選挙

幹の障害の程度が「一級もしくは二級」、心臓・じん臓・呼吸器の障害の程度が「一級もしくは二級」と記載されている方。

□戦傷病者手帳に、両下肢・体幹の障害の程度が「特別項症から第二項症」、心臓・じん臓・呼吸器の障害の程度が「特別項症から第三項症」と記載されている方

△問▽寝たきり老人の方はどうでしょうか？

△答▽現在までのところ、寝たきり老人の方は含まれておりません

△問▽ところで、「郵便投票証明書」について説明して下さい。

△問▽「郵便投票証明書」は、この制度で投票できる人であることを証明したものです。先にお答えした対象者の方なら、手続きさえ行えばいつでも交付されます。

△答▽どこで手続すればよいのですか？

△答▽現在住んでおられる市町村の選挙管理委員会に、身体障害者手帳か戦傷病者手帳を添えて申し込むと交付されます。

一度交付されると四年間有効です。この制度ができた頃に交付された方は、そろそろ有効期間

がきれることになりますので、ご注意ください。有効期間が切れますと、郵便による不在者投票ができなくなりますので、また新たに「郵便投票証明書」をもらわなければなりません。

△問▽その場合の手続きはどのようなになっていますか？

△答▽最初のときと同じ手続きでよいのですが、期間の切れた郵便投票証明書は返還しなければなりません。

△問▽それでは、実際に投票する場合の方法を説明してください。

△答▽郵便投票証明書の交付を受けた選挙管理委員会へ、請求書にその証明書を添えて請求すると、投票用紙等が郵送されてきますので、それに記載して返送することになります。

△問▽投票用紙はいつまでに請求すればよいのですか？

また、いつまでに返送すればよいのですか？

△答▽請求は投票日の四日前までとなっていますので、投票用紙等が郵送されてきましたら、投票日に間に合うように返送しなければなりません。従って、早目に手続きを済ませられた方がよいと思います。

統一地方選挙が近づいてきましたが、より多くの人の貴重な一票が行使できるよう「郵便による不在者投票制度」を十分活用してください。

なお、ご不明な点については佐呂間町選挙管理委員会(役場内)へお問い合わせください。

(佐呂間町選挙管理委員会)

交 差 点

▶昭和53年交通事故発生状況

発生件数	27件	(20)
死 者	0	(1)
負 傷 者	38名	(27)

()内52年

▶交通事故死ゼロ700日運動

達成日 昭和54年4月6日
1月未現在 635日目です
ご協力願います。

▶昭和52年度交通安全標語入選作

パパのスピード みんなのなみだ
(栃木小 田中まゆみ)

冬の交通安全運動

実施期間 第2期・2月1日～10日
重点目標 雪道の事故防止を徹底しよう
飲酒運転を絶滅しよう
交通事故死〇進行中!



== 佐呂間町交通安全対策本部 ==

お知らせ

昭和五十四年度

幼稚園児募集

佐呂間幼稚園も、開設以来七年目を迎えました。

本年四月から入園されます、昭和五十四年度第七期園児生を次のとおり募集致しますので、ご希望の方は、お申し込み下さい。

なお、幼稚園は、学校教育法に基づき設置されていますが、義務教育ではありません。

一、応募資格

満四歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児で、次の間に生まれ通園可能な幼児

・四歳児 昭和四十九年四月二日

・五歳児 昭和四十八年四月二日

・入園料 二千円

二、入園料及び保育料

・保育料(月額) 三千円

・四歳児 四十名

・五歳児 四十名

・募集締切日 二月二十六日

・五、申込先

・新規入園を希望する方は、佐呂

間町教育委員会、入園手続をして下さい。

・現在四歳児保育を受けている方で、引き続き五歳児保育を希望する方は、幼稚園で手続をして下さい。

その他、不明な点がありましたら教育委員会(二二三七〇八)へお問い合わせ下さい。

佐呂間保育所入所児の募集

昭和五十四年度常設佐呂間保育所の入所児童を次の要領により募集しますので入所希望の方は期日までに届け下さい。

一、入所資格

①母親が勤めに出ているため、幼児の保育ができず、同居の方も、その幼児の保育をすることができない場合。

②母親が自宅で幼児と離れて家事以外の仕事をしているため幼児の保育ができず、同居の方もその幼児の保育をすることができない場合。

(ただし、父親がその仕事に従事しており、そのため使用人がいる場合は除きます。)

③母親がいない家庭で、同居の方もその幼児を保育することができない場合。

④母親が止むを得ない理由(出

産、病氣等)のため幼児の保育ができず、同居の方もその幼児の保育ができない場合。

⑤家族が長期にわたり病氣などで母親が看病しているため、幼児の保育ができず同居の方もその幼児の保育をすることができない場合。

⑥特別災害などの不幸があり、復旧されるまでの間、幼児が保育できない場合。

入所は、家族構成、母親の状態、家庭環境等により決定されます。

また、定員などの事情により希望者全員を入所させることができない場合は、保育を必要とする度合が高い児童より入所していたいくことになる。

なお、定員に満たないときは右記以外の幼児でも入所できますがその児童については「私的契約児童」としてとりあつかい、保育料も別に徴収されます。

二、申込期間

昭和五十四年二月一日から

二十四日まで

三、入所募集人員

募集人員は次のとおりです。

年齢区分は昭和五十四年四月一日を基準とした満年齢です。

・二才児 十名
・三才児 三十名
・四才児 三十名
・五才児 三十名

四、申込場所及び添付書類

佐呂間保育所及び役場民生課社会係に申込用紙を用意してありますので諸事項記入の上申込をして下さい。

なお、給与所得者は、昭和五十二年分給与所得の源泉徴収票及び勤務先の就労証明書を添付して下さい。

四、保育料

申込された世帯の所得課税額の状態により決定されますので申込後調査の上、後日決定通知の折、保護者宛通知いたします。

町立へき地保育所入所児の募集について

昭和五十四年度町立へき地保育所の入所児童を次の要領により募集しますので入所希望の方は、申込期日までに届け下さい。

一、入所要件

①母親の労働又は疾病その他の理由で日々保育に欠ける幼児

②保育所への通所可能な幼児

③集団生活ができ現在病気のない幼児

なお、定員を超えた場合は、保育を必要とする度合が高い児童より入所していただくこととなります。

二、申込期間

昭和五十四年二月一日から

二十四日まで

三、入所募集人員

募集人員は次のとおりです。
年齢区分は昭和五十四年四月一日現在において、満三才以上で入学前の幼児です。

・米 保育所 六十名
・若 佐呂間保育所 六十名
・若 佐呂間保育所 六十名
・富武士保育所 五十名
・若里保育所 五十名

四、申込場所及び添付書類

役場民生課社会係、役場若佐支所、役場浜佐呂間出張所に申込用紙を用意してありますので、諸事項記入の上申し込みして下さい。
なお、給与所得者は昭和五十二年分給与所得の源泉徴収票の写を添付して下さい。

五、保育料

申込された世帯の所得課税額の状態により決定されますので申込後調査の上、後日決定通知の折保護者宛通知します。

その他詳しいことは役場民生課社会係にお問合せ下さい。

◎佐呂間保育所

入所児再募集

佐呂間保育所では現在八十数名の児童が入所しておりますが各年令児とも若干名の予備がありますので入所希望の方はお申し込み下さい。

なお、保育期間は五十四年三月末です。

・入所申込先

佐呂間保育所、役場民生課社会係に申込み下さい。

◎公営住宅

入居者募集

公営住宅入居者の募集をしておりますので、入居希望の方は、次によりお申し込み下さい。

一、団地、種別、戸数

- ・若佐団地 一種 一戸
- ・浜佐呂間団地 二種 一戸
- ・富武士団地 二種 二戸
- ・共和団地 一種 三戸
- ・若里団地 一種 一戸
- ・緑園団地 一種 一戸
- ・永代団地(寡婦住宅) 一戸

二、入居資格

・佐呂間町に住所または勤務場所を有している者
・法で定められた収入基準計算法

で算出した月額収入が、基準に適合した者

三、申込先

佐呂間町役場民生課社会係、若佐支所、浜佐呂間出張所にそなえつけの申込用紙によりお申し込み下さい。

なお、詳しくは役場民生課社会係へお問い合わせ下さい。

◎老人アパート

入居者募集

昭和五十二年十二月より開設した老人アパート「寿楽園」は、現在六名の方々が、毎日元気で生活しておりますが、現在一部屋が空いておりますので、入居希望の方は、役場民生課社会係へお問い合わせ下さい。

なお、入居できる方は、六十五歳以上の独居の老人で、自分で生活ができる健康な方です。

◎確定申告書

記載説明会

日時 二月十四日(水)

午後一時～午後三時
場所 産業会館

◎譲渡所得・贈与税

所得税の申告相談

日時 二月二十二日(木)

午前十時～午後三時半
場所 産業会館

◎自衛官募集

二等 陸・海・空士

一、身分

国家公務員・特別職

二、資格

心身共に健康な満十八歳以上二十五歳未満の男子(中卒以上)

三、待遇

・初任給、

俸給月額・八万五千八百円

・現物給与

・衣食住は無料支給または貸与

・ボーナス

・年三回 約四・九ヶ月分

四、退職金

・一任期目(二年目)

百日分 約三万四千元

・二任期目(四年目)

二百日分 約七十万円

五、受付

次のところで常時受付けています。
自衛隊旭川地方連絡部
遠軽募集事務所

電話(〇一五八四)二一六六六

◎救世熱海美術館

名品展

東洋美術の宝庫、救世熱海美術館の名品展が、次により初めて道内で開催されます。

場所 北海道立近代美術館
日程 四月一日～四月二十二日

時間 毎日午前十時～午後五時
観覧料

一 一般 五百円(四百円)

高・大生 三百円(二百五十円)

水打社

二月例題『流水』『霜焼』

・流水の海に灯らぬ紅灯台

・流水の流れのままに風吹けり

・一夜にてふえ流水は目を奪う

・流水原稿も鳴かぬ鳥となり

・お手手つないで霜やけを知らぬ子ら

・牡蠣剃女霜やけなしの手白し

・追憶の霜やけの手のなつかしき

・霜焼のかなしもあり老いのみな

・折り込みのチラシ膨れの初新聞

・手や足の親の霜やけ苦を偲び

・荒波に打ち上げられし流水も

・昇る朝日に光り輝く春草

・流水に静かに眠むるサロマ湖

・流水に夕陽は映えて虹の色

・霜やけの痛み堪らへて冬稼ぎ

・流水の合間は厳し帆立舟

・流水の旅愁慰む鳥の群

・霜やけに垢ぎれ深く寒の入り

・流水が照り輝きて光り合ふ

・流水の遠く輝き漁夫の賦

・霜やけのみみじ手かざす焚火かな

・流水に見えつ隠れつペンギン鳥

・流水を割りつつふじは這ふように

・流水で眠りに入る海の幸

・霜やけの苦勞も今は語り草

・流水を絵がく若人二人連釣る

・オホーツクの西の風に送られて遠かな沖に流れ光り

・霜やけの手になり農婦身に着けり

・国有領土の便りを乗せて懐かしの祖国の土に流水の着く

・流水が照り輝きて光り合ふ

・流水の遠く輝き漁夫の賦

・霜やけのみみじ手かざす焚火かな

・流水に見えつ隠れつペンギン鳥

・流水を割りつつふじは這ふように

・流水で眠りに入る海の幸

・霜やけの苦勞も今は語り草

・流水を絵がく若人二人連釣る

・霜やけが痒ゆくて想ふ嫁いだ娘

・燈台へ流水寄せて鵲舞ふ

・流水の旅愁慰む鳥の群

・霜やけに垢ぎれ深く寒の入り

・流水の合間は厳し帆立舟

・流水の旅愁慰む鳥の群

・霜やけに垢ぎれ深く寒の入り

・流水の合間は厳し帆立舟

・流水の旅愁慰む鳥の群

・霜やけに垢ぎれ深く寒の入り

・流水の合間は厳し帆立舟

・流水の旅愁慰む鳥の群

・霜やけに垢ぎれ深く寒の入り

・流水の合間は厳し帆立舟

・流水の旅愁慰む鳥の群

・霜やけに垢ぎれ深く寒の入り

・流水の合間は厳し帆立舟

・流水の旅愁慰む鳥の群

小・中生 二百円(百五十円)
()は前売及び十名以上の団体

月影

梅香

紅葉

千鳥

魚眠道

水仙

仁一

柳

三月例題『なごり雪』『卒業』
四月例題『ふきのとう』

新しい校舎が完成

各校で落成式

児童、生徒は勿論のこと父兄をはじめ関係者が、待ち望んでいた

佐呂間中学校、浜佐呂間中学校の近代的な校舎と屋体及び幌岩中学校屋体が装いを新たに完成し、このほど各校において関係者多数の出席のもと落成式が行なわれました。

教育施設の整備は、昭和五十三

予定して施設されております。この校舎等の教育環境の整備により、学校教育の一層の充実と、地域体育活動の進展が期待されています。

なほ、昭和五十四年度においても、知来、仁倉、富武士、若里各小学校の屋体改築が計画されており、これにより、町内校舎等の施設については、ほぼ整備されることとなります。



年度における、本町の重点的な事業として施行され、三校あわせて総工事費九億五千〇七四万円の巨費を投じて竣工されたもので、内容的にも大変立派なものです。

また、屋体については、地域住民の社会体育の場としての開放を

立派な作品でした 特殊学級の作品展示会

先般、佐呂間町民センターで、道精連網走地区遠軽ブロック協議会主催による、第八回遠軽地区特殊学級の作品展示会が催されました。

この展示会は、毎年行なわれているもので、佐呂間、丸瀬布、生田原、上湧別、遠軽、湧別各小、中学校特殊学級の児童、生徒が、日頃の学習の中で真剣に取り組んで作り上げた作品が、会場いっぱいに展示されていました。

作品は、木工品、手芸など大変



手のこんだ立派なものが多く、会場に訪れた人達も、その努力の跡に眼をみはっていました。

花嫁さんが南から

農村結婚式

朝日の武田忠雄君とレイ子さんの結婚祝賀会が、十二月二十一日町民センターで盛大に行なわれました。



花嫁さんは、日本の最南端の沖縄県出身……縁あって（共に一目惚れ）寒さも厳しい佐呂間町へ、しかし、南国の暖かさより、二人を結ぶ愛の方が熱く、北国の寒さもどこえやら、幸せなお二人でした

南国沖縄より、気象条件は厳し

でしょうが、佐呂間も山・湖・緑と自然環境には恵まれています。

忠雄さんを受とる共に、酪農を愛し、佐呂間を愛していただき夫婦力を合せ、幸せなご家庭と立派な酪農経営を築いて下さい。

馬様の模型を寄贈

先般、山口忠雄さんと佐呂間婦人会より、町教育委員会へ馬様の木製実物模型が寄贈されました。

これは町の開拓資料に役立て、下さいと贈られたもので、広く町民の皆さんにご覧になっていたため、町民センターのロビーに展示させていただいております。



散髪を奉仕

理・美容組合

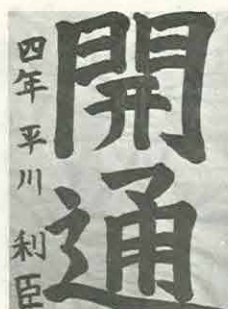


昨年の暮、特別養護老人ホームで、入園されている方の散髪などが行なわれました。

これは、佐呂間理容組合と美容組合の方々によって奉仕で、五十年から毎年続けられているものです。お忙しい中、大変ありがとうございます。

ぼくとわたくしの作品

今月は仁倉小学校のおともだちの作品を紹介します。

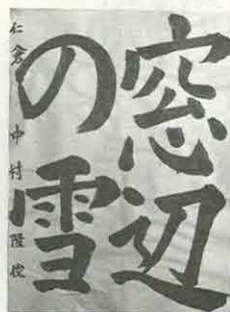


四年 平川 利臣
力づよく、どうどうと書いたのは
みごと。

筆のおさえも、筆のはこびもりつ
ばです。



四年 津田 照代
とくちようをよくとらえ、大きく
かけました。
細かいところをもつと工夫すると
いいですね。



六年 中村 隆俊
大変よくかけています。
すつきりした線、きちつとしたと
め、みごとだと思います。

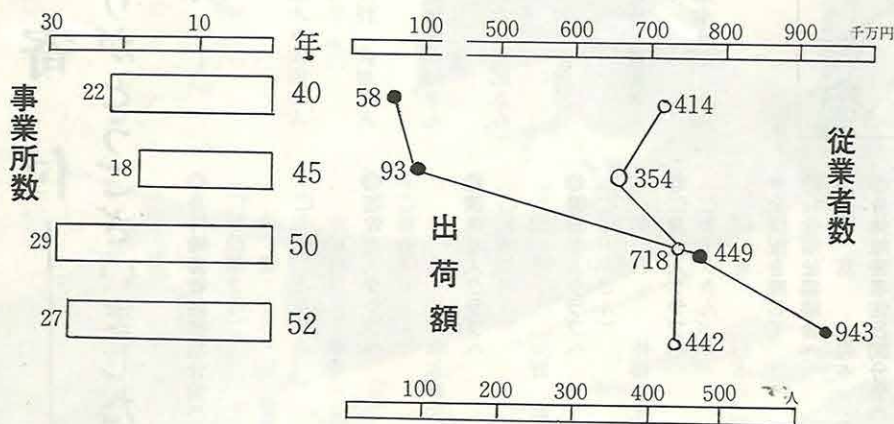
め、みごとだと思います。



四年 鳴海 美里
人の動きをよく見てかくともつと
よくなります。
きかいが大きく、どつしりと重み
が感じられます。

きかいが大きく、どつしりと重み
が感じられます。

■工業の推移（工業統計調査）



今月は、町内の工業の状況を紹介します。

まちの数字

—— 落雪事故の防止 ——

屋根には、すべり止めをつけ、
雪おろしを励行しましょう。



火の元には 注意を



酔っている時の寝タバコは、非常に危険です。家族みんなで注意しましょう。

●石油ストーブなどは正しい取り扱いを、

油をつぎたす時は、火が消えているか確かめてからしましょう

●電気ストーブ、アイロン等、電気器具は、外出する時、必ずコードやプラグ、コンセントからははずそう。

●子供の火遊びに注意しよう。

●体の不自由な老人、病人、幼児は避難しやすい階下に就寝させよう。

外出する時、就寝する時は、必ず火の元を確かめるとともに、次のことに注意しましょう。

●タバコは投げ捨て置き忘れをしない。

道楽一家 工藤 謙二



ご 寄 付

ありがとうございます

▼香典返しを廃して

◎社会福祉協議会へ

(亡母カネヨさん)

川 西 瀬木兼次郎さん

(亡父龍雄さん)

浪 速 矢野 武雄さん

(亡父治一さん)

幸 町 太知敬太郎さん

(亡妻トシさん)

仁 倉 鈴木兵三郎さん

(亡夫直孝さん)

永代町 熊倉 幸子さん

(亡父宣一さん)

西 富 近藤 宣和さん

(亡夫昭二さん)

宮前町 岸本ヨシミさん

◎身体障害者佐呂間分会へ

(亡父龍雄さん)

浪 速 矢野 武雄さん

(亡夫昭二さん)

宮前町 岸本ヨシミさん

◎若佐老人クラブへ

(亡母カネヨさん)

川 西 瀬木兼次郎さん

◎浪速老人クラブへ

(亡父龍雄さん)

浪 速 矢野 武雄さん

◎朝日老人クラブへ

(亡母ハルさん)

朝 日 佐藤 光男さん

◎仁倉老人クラブへ

(亡妻トシさん)

仁 倉 鈴木兵三郎さん

▼全快祝を廃して

◎社会福祉協議会へ

西 富 岸本 務さん

◎身体障害者佐呂間分会へ

富 武 上野 君枝さん

◎仁倉小学校へ

仁 倉 深尾 政義さん

◎その他

◎社会福祉協議会へ

栄 栄剣道同好会

武 士 武 士 自治会

◎身体障害者佐呂間分会へ

紋別市 松下喜一郎さん

◎仁倉小学校へ

西 富 中里 定吉さん

◎幌岩いなり神社へ

幌 岩 齊藤 昇さん

◎特別養護老人ホームへ

富 武 八島 寛さん

浜佐呂間 沢入 春子さん

浪 速 佐々木雄次さん

宮前町 式地 秋美さん

若 里 今井 成行さん

朝 日 近藤 得重さん

幸 町 太知敬太郎さん

仁 倉 鈴木兵三郎さん

置戸町 木村 五月さん

永代町 赤 玉 薬局

永代町 弘 内 菓子店

永代町 杉 野 商店

宮前町 野 村 造花店

佐 呂 間 理 容 組合

佐 呂 間 美 容 組合

日 赤 奉仕団佐呂間支部

北海道農協乳業 株式会社

私たちのまち

世帯数	2,640
人 口	9,205
男	4,480
女	4,717
1月31日現在	